

接続料規則等の一部改正について  
(諮問第3026号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	10
3	改正概要	11
4	新旧対照表	15



平成23年1月18日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

## 報 告 書

平成22年11月16日付け諮問第3026号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

接続料規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

1. 接続料規則の一部改正案

意見	考え方
<p>意見1 改良モデルの適用期間を平成23年度の1年間とするとともに、IP網をベースとした新たな長期増分費用モデルの検討を即時に開始し、平成24年度の接続料算定から当該モデルを適用すべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 第5次LRICモデルが反映された平成23年度の接続料算定に用いる各入力値の更新については適当と考えております。しかしながら、平成24年度以降については、「平成23年度以降の接続料算定の在り方について」答申にて大幅な値上げの可能性が推計され、メタルから光・IP化への移行期に対しLRICモデル導入の意義(接続料引下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する)が失われております。</p> <p>従いまして、第5次LRICモデルの適用期間は1年間とし、平成24年度以降はIP網をベースとした新たな接続料算定モデルの検討を即時に開始すべきと考えます。また、接続料算定方式の見直しに当たっては、接続料の上昇が利用者料金値上げやサービス選択肢の減少とならない様に、ユーザの利便性確保を前提とした議論が必要と考えます。</p>	<p>○ 平成22年9月28日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方」(以下、「情通審答申」という。)に示されたとおり、改良モデルを用いた算定方法の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当である。</p> <p>なお、今後のPPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、情報通信審議会での審議の過程において事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある。</p>

表：GC接続料水準(推計値)

(単位：円/3分)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①接続料原価算入(100%)	5.1~5.3	5.4~6.0	5.8~6.8
平成22年度比	-2~+2%	+4~+15%	+11~+31%
②接続料原価不算入(0%)	4.1~4.3	4.4~4.8	4.7~5.4

※1:①は、き線点RT-GC間伝送路コストを100%接続料へ算入、②は算入しない場合。

※2:「平成23年度以降の接続料算定の在り方について」答申より

(フュージョン・コミュニケーションズ)

○ 現在はPSTNからIP網への移行期にありますが、国民経済的な観点からは、二重設備を運用すること起因する余剰コストを接続料原価に算入させないことが重要な課題であると考えます。

このような環境変化に対して、欧州では既に移行期における接続料を低減化するための政策が講じられている状況(参考資料参照)にあります。一方、日本においては、接続事業者が連名にて総務大臣宛の要望書(平成22年1月14日提出)等を通じて接続料算定方式の抜本的見直しの必要性を主張してきたにも係らず、未だ接続料算定に係る抜本的な見直しはなされておらず、結果として、平成22年度のPSTN接続料水準は前年比で約15%増(GC接続3分間当たり)の大幅値上げとなりました。現在の日本のデフレ環境下において、各種料金や費用が値下がりを続けている中で、このような事態を招いたことは社会的にも許容され難いことであると考えます。

さらに、平成23年度以降の接続料算定方式についても、本省令改正案のとおり、現行の算定方式の改良したモデル(以下、「改良モデル」という。)に留まっていることは、ユーザ料金の値上げや、消費者の選択肢の減少につながる恐れもあることから消費者利便を軽視した対応であり、問題であると考えます。

従って、総務省殿においては、前述の課題を解決するために、即時にIP網をベースとした新たな長期増分費用モデルを構築し、改良モデル適用時に過去最高水準になると想定される平成24年度には、最低限適用を行うべきと考えます。

前述したとおり、IPモデルの構築を速やかに行うべきであり、改良モデルの適用期間は平成23年度の1年間とすべきと考えます。具体的には、附則において

適用期間変更に関する箇所の記述を「平成二十五年三月三十一日」から「平成二十四年三月三十一日」に修正すべきと考えます。

**参考資料**

欧州においては、EC (European Commission) 及び BEREC (Body of European Regulators for Electronic Communications) が移行に伴う二重費用(あるいは利用率の低下による余剰費用)は、効率的費用ではなく、事業者のイノベーションの促進や消費者利便のためにも接続料原価に含めるべきではない旨の指針を示しています。これに伴い、各国規制当局は自らイニシアティブを取り、事業者の IP 網への移行に係る追加コストの回収に拘泥しない、仮想的な効率的事業者のコストに基づく算定方式を採用する方向にあります。

<参考>

EC

「COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT accompanying the COMMISSION RECOMMENDATION on the Regulatory Treatment of Fixed and Mobile Termination Rates in the EU EXPLANATORY NOTE」(2009/5/7) P7・P32

[http://ec.europa.eu/information\\_society/policy/ecomm/doc/implementation\\_enforcement/eu\\_consultation\\_procedures/explanatory\\_note.pdf](http://ec.europa.eu/information_society/policy/ecomm/doc/implementation_enforcement/eu_consultation_procedures/explanatory_note.pdf)

BEREC

「ERG Common Statement on Regulatory Principles of IP-IC/NGN Core – A work program towards a Common Position」(2008/10/16) P84

[http://berec.europa.eu/doc/publications/erg\\_08\\_26\\_final\\_ngn\\_ip\\_ic\\_cs\\_081016.pdf](http://berec.europa.eu/doc/publications/erg_08_26_final_ngn_ip_ic_cs_081016.pdf)

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

<p>意見2 接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始し、改良モデルの適用期間に関わらず、適宜新たな算定方式を適用すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 今回の省令改正によって、LRICモデルの改修に伴う算定方法の変更と最新の入力値を反映することについては、適切であると考えます。</p> <p>しかしながら、電気通信市場においては、PSTNからIP網への急速なマイグレーションの進行によってPSTNのトラフィックは減少を続けており、今後も接続料の上昇傾向に拍車がかかることが想定されます。情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」においても平成24年度のGC接続料が「5.4円～6.0円」と予測されており、改良モデルが適用される2年の間にも競争環境は大きく後退し、ユーザー利便が損なわれかねない危機的状況にあります。このように市場環境が大きく変化していることに鑑みて、弊社は答申(案)に対して、「改良モデルの適用期間であっても、接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべき」との意見を提出したところです。</p> <p>答申では、「光の道」構想の具体化やNTT東西の概括的展望の公表等により、PSTNを取り巻く環境の方向性がある程度明確になった場合には、環境の変化等を適切に見極めた上で速やかに、PSTNに係る接続料算定の在り方について改めて検討することが適当」との考えが示されていますが、その後、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースの「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」において、「光の道」推進の方向性が示されたことや、NTT東・西の「PSTNのマイグレーションについて ～概括的展望～」において、今後の検討に資する情報がある程度明らかになったことも踏まえれば、直ちに検討に着手し、改良モデルの適用期間に関わらず、適宜新たな算定方式を適用すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 情通審答申に示されたとおり、IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。</p>

<p>意見3 平成23年度の接続料算定について、改良モデルの入力値にIP電話のトラヒックを加える方式(PSTN定常方式)を採用すべき。</p> <p>○ IPモデルを構築中の平成23年度においては、IP網への移行期における二重設備保有による非効率性を排除するための暫定措置として、改良モデルの入力値にIP電話のトラヒックを加える方式(以下、「PSTN定常方式」という。)を採用すべきと考えます。例えば、附則に以下のとおり追記を行うことで、本省令改正においてPSTN定常方式の適用を可能とすべきと考えます。</p> <p>事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能(新規則第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る。))、二の項(加入者交換機能のうち表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。)、四の項、五の項、六の項(光信号中継伝送機能を除く。))及び八の項に限る。)に係る通信量等については、IP電話(電気通信番号規則(平成九年郵政省令八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)に移行したアナログ加入者電話回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した通信量等を用いなければならない。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 情通審答申に示されたとおり、PSTNとは設備構成が異なるIP電話の需要をPSTNの需要とみなして接続料を算定することは、原価に基づいて算定を行うという現行の接続料算定の原則に必ずしも則っていないとは言い難いことから、平成23年度及び平成24年度の接続料の算定方式としては、引き続き長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当である。</p>
<p>意見4 事業者が入力値について検証を行うことができるよう、全ての情報を公開すべき。これらの情報が機密情報に該当するため公開できないとしても、全ての事業者が選定過程の議論に加わるなどの方法により、接続料算定の透明性を確保すべき。</p> <p>○ PSTN接続料算定における信頼性を真に確保するために、入力値に関する議論をオープン化するとともに、全ての情報を公開すべきと考えます。</p> <p>今年度から入力値の採用結果に関する総務省殿からの事業者向け説明会</p>	<p>考え方4</p> <p>○ 情通審答申に示されたとおり、総務省においては、通信量を除くその他の入力値について、必要に応じて毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当であるが、その際には引き続き、関係事業者</p>



<p>が行われているものの、依然として長期増分費用モデル研究会での議論を含めた入力値に関する選定過程は公表されていません。また、採用された入力値についても、設備の調達単価等の一部の入力値は非開示の扱いであり、事業者側にて適正な値であるかの検証が不可能な状況にあります。仮に、これらの情報が機密情報に該当するため公開できないとしても、守秘義務契約を締結した上で全ての事業者が選定過程の議論に加わる等の方法で接続料算定の透明性を確保すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮する必要がある。</p> <p>なお、今回の入力値選定については、長期増分費用モデル研究会で検討及び策定された選定方針に則り実施しているため、透明性も確保され適切なものであると認められる。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 接続料規則の一部を改正する省令の一部改正案

<p>意見5 社会的コンセンサスに配慮することを前提に、ユニバーサルサービス制度の抜本的な見直しを行い、NTSコストの扱いについて原則に沿うようにすべき。</p> <p>○ ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、「当面の間」の措置として実施されてきた、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料への再算入が、平成23年度以降も継続される内容になっていますが、NTSコストは基本料で回収されるべきコストであるという平成16年度に整理された考え方を覆すものであり、本来は不適当と考えます。</p> <p>答申に示されたとおり、当該コストの扱いはユニバ制度と密接に関係していることから、社会的コンセンサスに配慮することを前提に、ユニバ制度の抜本的な見直しを早急に行い、NTSコストの扱いについて原則に沿うようにすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方5</p> <p>○ 情通審答申に示されたとおり、平成23年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担軽減の観点から、当分の間、従量制接続料の原価にその100%を算入することやむを得ないと考えられる。</p> <p>しかしながら、当該コストは、NTSコストとして基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、当該コストの接続料原価への算入は、利用者負担の抑制を図る観点からユニバーサルサービス制度の補填対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。</p> <p>当該コストの扱いについては、ユニバーサルサービス制度の在り方と密接に関係していることから、ユニバーサルサービス制度の見直しの動向やその結論等を踏まえて、所要の見直しを適時適切に検討することが適当である。</p>
<p>意見6 接続料算定に用いる通信量については、本来は過去実績を用いることが基本。今後、算定方法を見直す際には、通信量の対象期間の扱いも含めて再検討すべき。</p> <p>○ 現行の算定方法を適用する限りにおいては、「前年度下期実績及び当該年度の上期予測」を継続採用することについて一定の合理性がありますが、本来は過去実績を用いることが基本と考えます。</p> <p>なお、弊社はPSTNからIP電話へのマイグレーションを踏まえた新たな接続料算定方式の導入を提案しており、答申に示されたとおり、今後、将来を見据えた算定方法に見直す際には、通信量の対象期間の扱いも含めて再検討する必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方6</p> <p>○ 情通審答申に示されたとおり、改良モデルを適用した長期増分費用方式に基づく接続料算定に用いる通信量については、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信量を採用することが適当であることから、「前年度下期と当年度上期を通年化した通信量」を引き続き採用することが適当である。</p> <p>なお、IP網への移行の進展状況を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。</p>

<p>意見7 接続料原価算定の原則を踏まえれば、本来は、東西別に接続料を設定すべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 答申では、NTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられないことを理由に「これまでと同様に東西均一接続料を採用することが適当」との考えが示されていますが、接続料規則における接続料原価算定の原則を踏まえれば、仮にNTT東・西間の格差がわずかなものであったとしても、本来は会社固有のコストに基づいて東西別接続料を設定すべきです。</p> <p>グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースの取りまとめにおいて、「NTT東西の二社体制は引き続き存置することが適当」との考えが示されたことも踏まえ、社会的コンセンサスにも配慮しながら、東西別接続料の導入について検討すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 情通審答申に示されたとおり、改良モデルの適用がNTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられないことや、接続料の東西格差に係る社会的要請や公正競争上の影響等について大きな環境の変化があるとは認められないことなどを勘案すれば、改良モデルを用いた算定方法の適用期間である平成23年度及び平成24年度の接続料算定においても、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。</p>



平成23年1月25日

総務大臣  
片山善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成22年11月16日付け諮問第3026号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。



## 接続料規則等の一部改正について

### I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料は、平成20年度から平成22年度までの3年間を適用期間として、現行の長期増分費用方式（第4次モデル）によって算定されているところである。
- (2) 第4次モデルの適用期間は上記の通り平成22年度までであることから、総務省は平成21年6月からモデル見直しのための研究会を再開し、平成22年3月に第4次モデルを改修した第5次モデルを取りまとめた。これは、市場環境変化等を踏まえつつ、最新の実態への即応性やモデル精緻化の観点から検討を行い、第4次モデルに所要の見直しを織り込んだものである。
- (3) これを受けて、平成23年度以降の接続料の算定の在り方について、平成22年4月に情報通信審議会（以下「情通審」という。）に諮問がなされ、平成22年9月28日に、平成23年度及び平成24年度の接続料の算定には第5次モデルを適用することが適当であるとする、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」の答申（以下単に「答申」という。）を受けたところである。
- (4) 今回の接続料規則等の一部改正では、答申を踏まえ、平成23年度以降の接続料の算定方法等について、主に以下の事項を措置するため、所要の規定整備を行うこととするものである。

#### 【接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正】

- ① 接続料算定方法の変更  
長期増分費用（LRIC）モデルの改修に伴う、算定方法の一部変更
- ② 接続料算定に用いる入力値の扱い  
平成23年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

#### 【接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正】

- ③ NTSコストの扱い  
NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入の継続等
- ④ 接続料算定に用いる通信量の扱い  
前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用
- ⑤ 接続料における東西格差  
NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）の継続採用

## Ⅱ 主な改正の概要

### 1. 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

#### （1）モデル改修（第 5 次モデル導入）に伴う、算定方法の一部変更

【別表第 2 の 1、第 2 の 2 及び第 4 の 1 関係】

答申を踏まえ、第 5 次モデル導入に伴う接続料算定方式を一部変更するため、別表の整備を行うものである。

#### ■答申[18 頁抜粋]

##### イ 考え方

##### ①改良モデルの改修点についての評価

(略)

また、改良モデルについては、モデルを取り巻く環境の変化に対応しつつ適切なコスト算出を行うことのできるモデルを策定することを目的として、関係事業者からの改修提案に基づき、研究会において専門家が十分な時間をかけて最新の実態への即応性やモデルの精緻化の観点から検討を行った上で改修されたものであり、審議会としても、モデルの改修は適切であると認められる。

#### ■答申[24 頁抜粋]

##### ウ 平成 23 年度以降の接続料算定方式の扱い

(略)

以上のことから、平成 23 年度以降の接続料の算定方式としては、引き続き長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当である。

#### （2）平成 23 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

答申を踏まえ、平成 23 年度の接続料算定に用いる各入力値を、第 38 回長期増分費用モデル研究会（平成 22 年 11 月 1 日開催）において了承された値に更新するため、別表の整備を行うこととするものである。

#### ■答申[37 頁抜粋]

##### イ その他の入力値の扱い

(略)

したがって、通信量を除くその他の入力値については、従来同様、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当である。



## 2. 接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正

### (1) NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への全額算入

【附則第7項、第8項、第10項及び第12項関係】

- ① ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度からの当分の間の措置として、回線当たり費用が「全国平均+標準偏差の2倍」を超える額に補てん対象を変更されたことに伴い、NTSコストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めるき線点RT-GC間伝送路費用相当額が実質的には補てん対象外となる。

この結果、NTT東西のみがき線点RT-GC間伝送路費用を負担することとなるため、平成19年9月の情報通信審議会答申では、NTT東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を従量制接続料の原価の一部に算入することとされた。

- ② これを受け、平成20年度以降、毎年度20%ずつ段階的にき線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への算入が行われてきた。今回の答申でも、この段階的算入は引き続き行うこととされたことから、平成23年度以降は当該費用の全額を接続料原価に算入することとするものである。

#### ■答申[30頁抜粋]

##### エ 平成23年度以降におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱い

き線点RT-GC間伝送路に係るコストは、通信量に依存せず加入者回線の増減に応じてコストが増減するNTSコストであることから、当該伝送路に係るコストは、基本料の費用範囲の中で回収することが原則である。

しかし、平成19年度の答申において、利用者負担を軽減する観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん額のコスト算定方法の見直しがなされ、同答申の趣旨にかんがみると、平成23年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、段階的付替えが進むことによって、100%を接続料原価に算入することとなる。

その一方、仮に、き線点RT-GC間伝送路コストを基本料で回収することとすれば、回線当たり費用が上位4.9%の高コスト加入者回線の属する地域について、全国平均費用を超える額を補てん対象とする方法に再度見直すこととなり、その結果、利用者負担が増大することが見込まれる。

また、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにて、光IP電話やブロードバンドアクセスのユニバーサルサービス化について提言がなされており、今後、ユニバーサルサービス制度を取り巻く環境は大きく変化することが想定される。

以上のことから、平成19年答申の趣旨にかんがみれば、平成23年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担の軽減の観点から、あくまでも当分の間の措置として、引き続き段階的付替えを行うことによって、従量制接続料の原価にその100%を算入することもやむを得ないと考えられる。

(略)

## (2) 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

【附則第 14 項関係】

答申を踏まえ、平成 23 年度から平成 24 年度までの間の接続料算定に用いる通信量については、引き続き、算定される接続料の「適用年度の前年度の下半期と適用年度の上半期の通信量を通年化したもの」を採用することとするものである。

### ■答申[36 頁及び 37 頁抜粋]

#### ア 接続料算定に用いる通信量の扱い

(略)

したがって、平成19年答申の時点から状況に大きな変化は見られず、現行の予測方式を変更する必要は特段ないものと考えられることから、平成23年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。

## (3) NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）

【附則第 17 項関係】

答申を踏まえ、LRIC（第5次モデル）方式によって算定される接続料算定については、第5次モデルの適用期間中は、引き続き東西均一接続料が設定されることを確保するため、平成 23 年度から平成 24 年度までの間は、NTT東西の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとするものである。

### ■答申[41 頁抜粋]

#### イ 東西別接続料の設定の是非

(略)

平成19年答申において考慮した接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められないことから、平成23年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当である。

(略)

# 接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

## ○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>別表第1の1・別表第1の2（略）</p> <p>別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額算定方法            定額法正味固定資産価額 <math>= \sum_{n=1}^{\infty} \frac{\text{定額法正味固定資産価額}(n)}{\text{経済的耐用年数}(n)}</math> → 経済的耐用年数            定額法正味固定資産価額 <math>(n) = (\text{期首定額法正味固定資産価額}(n) + \text{期末定額法正味固定資産価額}(n)) \times \frac{1}{n}</math></p> <p>期首定額法正味固定資産価額 <math>(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} - (\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数} \} \times (n-1)</math>、            期末定額法正味固定資産価額 <math>(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} - (\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数} \} \times n</math>、  <u>最低残存価額 = 投資額 × 最低残存率</u></p> <p>定率法正味固定資産価額 <math>= \sum_{n=1}^{\infty} \frac{\text{定率法正味固定資産価額}(n)}{\text{経済的耐用年数}(n)}</math> → 経済的耐用年数            定率法正味固定資産価額 <math>(n) = (\text{期首定率法正味固定資産価額}(n) + \text{期末定率法正味固定資産価額}(n)) \times \frac{1}{n}</math></p> <p>期首定率法正味固定資産価額 <math>(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^{(n-1)} \}</math>、投資額 × 最低残存率            期末定率法正味固定資産価額 <math>(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^n \}</math>、投資額 × 最低残存率            償却率 <math>= 1 - (\text{残存率})^{(1/\text{法定耐用年数})}</math>            残存率 <math>= 0.1</math> とする。</p> <p>なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。</p>	<p>別表第1の1・別表第1の2（略）</p> <p>別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額算定方法            定額法正味固定資産価額 <math>= \sum_{n=1}^{\infty} \frac{\text{定額法正味固定資産価額}(n)}{\text{経済的耐用年数}(n)}</math> → 経済的耐用年数            定額法正味固定資産価額 <math>(n) = (\text{期首定額法正味固定資産価額}(n) + \text{期末定額法正味固定資産価額}(n)) \times \frac{1}{n}</math></p> <p>期首定額法正味固定資産価額 <math>(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} - (\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数} \} \times (n-1)</math>、            期末定額法正味固定資産価額 <math>(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} - (\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数} \} \times n</math>、  <u>最低残存価額</u></p> <p>定率法正味固定資産価額 <math>= \sum_{n=1}^{\infty} \frac{\text{定率法正味固定資産価額}(n)}{\text{経済的耐用年数}(n)}</math> → 経済的耐用年数            定率法正味固定資産価額 <math>(n) = (\text{期首定率法正味固定資産価額}(n) + \text{期末定率法正味固定資産価額}(n)) \times \frac{1}{n}</math></p> <p>期首定率法正味固定資産価額 <math>(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^{(n-1)} \}</math>、投資額 × 最低残存率            期末定率法正味固定資産価額 <math>(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^n \}</math>、投資額 × 最低残存率            償却率 <math>= 1 - (\text{残存率})^{(1/\text{法定耐用年数})}</math>            残存率 <math>= 0.1</math> とする。</p> <p>なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。</p>
<p>設備区分 加入者交換機</p> <p>算定方法</p> <p>1 交換機の設置基準            (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が1万回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。            (2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。            2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定            (1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万回線を超える場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。            (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。            (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置から加入者交換機間の光ケーブルの総心数k m、加入者交換機から中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。</p> <p>3 設備量の算定            加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。</p>	<p>設備区分 加入者交換機</p> <p>算定方法</p> <p>1 交換機の設置基準            (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が1万回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。            (2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。            2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定            (1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万回線を超える場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。            (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。            (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置から加入者交換機間の光ケーブルの総心数k m、加入者交換機から中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。</p> <p>3 設備量の算定            加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。</p>

	<p>なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の発着信呼量に各役務の局別収容回線数を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数、加入者交換機接続呼中継パス数、局設置遠隔収容装置対向5.2Mパス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とし、加入者交換機中継インタフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>4 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき局ごと算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、すべての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額＝加入者交換機ユニット数  <math>\times</math>加入者交換機ユニット当たり単価  <math>+</math>回線共通投資額  <math>+</math>加入者交換機直収電話端子数  <math>\times</math>加入者交換機直収アナログ電話回線単価  <math>+</math>(加入者交換機直収総合デジタル通信端子数+PHS端子数)  <math>\times</math>加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価  <math>+</math>最繁時総呼数<math>\times</math>最繁時総呼数単価  <math>+</math>最繁時呼量投資額  <math>+</math>対向局設置遠隔収容装置ユニット数  <math>\times</math>局設置遠隔収容装置対向基本部単価  <math>+</math>局設置遠隔収容装置対向1.5Mパス数  <math>\times</math>局設置遠隔収容装置対向1.5Mパス単価  <math>+</math>加入者交換機中継5.2Mパス数  <math>\times</math>加入者交換機中継5.2Mパス単価</p>
局設置遠隔収容装置	<p>1 設備量の算定 遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、すべての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額＝局設置遠隔収容装置ユニット投資額  <math>+</math>局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数  <math>\times</math>局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価  <math>+</math>(局設置遠隔収容装置総合デジタル通信端子数  <math>+</math>PHS端子数)  <math>\times</math>局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p>

	<p>なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の発着信呼量に各役務の局別収容回線数を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数、加入者交換機接続呼中継パス数、局設置遠隔収容装置対向5.2Mパス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とし、加入者交換機中継インタフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>4 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき局ごと算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、すべての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額＝加入者交換機ユニット数  <math>\times</math>加入者交換機ユニット当たり単価  <math>+</math>回線共通投資額  <math>+</math>加入者交換機直収電話端子数  <math>\times</math>加入者交換機直収アナログ電話回線単価  <math>+</math>(加入者交換機直収総合デジタル通信端子数+PHS端子数)  <math>\times</math>加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価  <math>+</math>最繁時総呼数<math>\times</math>最繁時総呼数単価  <math>+</math>最繁時呼量投資額  <math>+</math>対向局設置遠隔収容装置ユニット数  <math>\times</math>局設置遠隔収容装置対向基本部単価  <math>+</math>局設置遠隔収容装置対向1.5Mパス数  <math>\times</math>局設置遠隔収容装置対向1.5Mパス単価  <math>+</math>加入者交換機中継5.2Mパス数  <math>\times</math>加入者交換機中継5.2Mパス単価</p>
局設置遠隔収容装置	<p>1 設備量の算定 遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、すべての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額＝局設置遠隔収容装置ユニット投資額  <math>+</math>局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数  <math>\times</math>局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価  <math>+</math>(局設置遠隔収容装置総合デジタル通信端子数  <math>+</math>PHS端子数)  <math>\times</math>局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p>

き線点速隔収 容装置	+回線収容部投資額 +中継インタフェース部投資額
1 回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。 なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。 世帯自県案分率（県、調査区）＝世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区） 就業者自県案分率（県、調査区）＝就業人数（県、調査区）÷総就業人数（調査区） (1) 住宅用加入電話回線数＝ $\frac{\text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率}}{\text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率} + \text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{就業人数} \times \text{就業者自県案分率}}$ (2) 事務用加入電話回線数＝ $\frac{\text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率}}{\text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率} + \text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{就業人数} \times \text{就業者自県案分率}}$ (3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス 契約回線数 ÷調査区ごとと世帯数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと世帯数の世帯自県案分率 (4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス 契約回線数 ÷調査区ごとと就業人数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと就業人数×就業人数×就業者自県案分率 (5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回 線数 ÷調査区ごとと就業人数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと就業人数×就業人数×就業者自県案分率 (6) 第一種公衆電話回線数＝単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数 ÷単位料金区域別調査区ごとの就業人数×世帯自県案分率 (7) 第一種デジタル公衆電話回線数 ＝単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数 ÷単位料金区域別調査区ごとの就業人数×世帯自県案分率 (8) 第二種公衆電話回線数＝単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数 ÷調査区ごとと就業人数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと就業人数×就業人数×就業者自県案分率 (9) 第二種デジタル公衆電話回線数 ＝単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数 ÷調査区ごとと就業人数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと就業人数×就業人数×就業者自県案分率 (10) 低速専用線二線式回線数＝単位料金区域別低速専用線実績回線数 ×（県別低速専用線二線式実績回線数 ÷（県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四 線式実績回線数）） ÷調査区ごとと就業人数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと就業人数×就業人数×就業者自県案分率	+回線収容部投資額 +中継インタフェース部投資額

き線点速隔収 容装置	+回線収容部投資額 +中継インタフェース部投資額
1 回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。 なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。 世帯自県案分率（県、調査区）＝世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区） 就業者自県案分率（県、調査区）＝就業人数（県、調査区）÷総就業人数（調査区） (1) 住宅用加入電話回線数＝ $\frac{\text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率}}{\text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率} + \text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{就業人数} \times \text{就業者自県案分率}}$ (2) 事務用加入電話回線数＝ $\frac{\text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率}}{\text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率} + \text{調査区ごとの世帯数の調査区ごとの世帯数} \times \text{就業人数} \times \text{就業者自県案分率}}$ (3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス 契約回線数 ÷調査区ごとと世帯数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと世帯数の世帯自県案分率 (4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス 契約回線数 ÷調査区ごとと就業人数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと就業人数×就業人数×就業者自県案分率 (5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回 線数 ÷調査区ごとと就業人数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと就業人数×就業人数×就業者自県案分率 (6) 第一種公衆電話回線数＝単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数 ÷単位料金区域別調査区ごとの就業人数×世帯自県案分率 (7) 第一種デジタル公衆電話回線数 ＝単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数 ÷単位料金区域別調査区ごとの就業人数×世帯自県案分率 (8) 第二種公衆電話回線数＝単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数 ÷調査区ごとと就業人数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと就業人数×就業人数×就業者自県案分率 (9) 第二種デジタル公衆電話回線数 ＝単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数 ÷調査区ごとと就業人数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと就業人数×就業人数×就業者自県案分率 (10) 低速専用線二線式回線数＝単位料金区域別低速専用線実績回線数 ×（県別低速専用線二線式実績回線数 ÷（県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四 線式実績回線数）） ÷調査区ごとと就業人数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとと就業人数×就業人数×就業者自県案分率	+回線収容部投資額 +中継インタフェース部投資額

(11) 低速専用線四線式回線数＝単位料金区域別低速専用線実績回線数  
 × (県別低速専用線四線式実績回線数)  
 ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数)  
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  
 ×調査区ごと就業者数×就業率  
 ×調査区ごと就業率

(12) 高速メタル専用線回線数＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  
 × (県別高速メタル専用線実績回線数)  
 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数)  
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  
 ×調査区ごと就業者数×就業率  
 ×調査区ごと就業率

(13) 高速光専用線回線数＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  
 × (県別高速光専用線実績回線数)  
 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数)  
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  
 ×調査区ごと就業者数×就業率  
 ×調査区ごと就業率

2 き線点から局間伝送路経路の選択  
 局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものと  
 し、き線点から局間伝送路経路は次の基準により決定する。  
 (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。  
 (2) 局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。  
 (3) ±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定す  
 る。  
 (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように  
 敷設する伝送路を設置する。  
 (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を  
 選択する。  
 (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

3 設備構成選択  
 き線点～局間伝送路ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保  
 全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、  
 ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。  
 (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。  
 (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。  
 (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。  
 (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

4 設備量の算定  
 (1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠  
 隔収容装置のユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニ  
 ット数とする。  
 ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除いたもの  
 イ 低速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用線回線数で除し  
 たもの  
 ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用線回線  
 数で除いたもの  
 (2) 局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定したき線点遠隔収容装置の  
 ユニット数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置のユニット数とし、き線点遠隔収  
 容装置収容回線数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。

5 投資額の算定  
 次の算定式(1)、(2)により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を  
 用いて求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔収

(11) 低速専用線四線式回線数＝単位料金区域別低速専用線実績回線数  
 × (県別低速専用線四線式実績回線数)  
 ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数)  
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  
 ×調査区ごと就業率  
 ×調査区ごと就業率

(12) 高速メタル専用線回線数＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  
 × (県別高速メタル専用線実績回線数)  
 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数)  
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  
 ×調査区ごと就業者数×就業率  
 ×調査区ごと就業率

(13) 高速光専用線回線数＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  
 × (県別高速光専用線実績回線数)  
 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数)  
 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  
 ×調査区ごと就業者数×就業率  
 ×調査区ごと就業率

2 き線点から局間伝送路経路の選択  
 局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものと  
 し、き線点から局間伝送路経路は次の基準により決定する。  
 (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。  
 (2) 局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。  
 (3) ±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定す  
 る。  
 (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように  
 敷設する伝送路を設置する。  
 (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を  
 選択する。  
 (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

3 設備構成選択  
 き線点～局間伝送路ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保  
 全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、  
 ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。  
 (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。  
 (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。  
 (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。  
 (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

4 設備量の算定  
 (1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠  
 隔収容装置のユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニ  
 ット数とする。  
 ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除いたもの  
 イ 低速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用線回線数で除し  
 たもの  
 ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用線回線  
 数で除いたもの  
 (2) 局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定したき線点遠隔収容装置の  
 ユニット数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置のユニット数とし、き線点遠隔収  
 容装置収容回線数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。

5 投資額の算定  
 次の算定式(1)、(2)により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を  
 用いて求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔収

	<p>容装置投資額としてすべての局の局ごとき線点遠隔収容装置投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額 = (局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数 × 線点遠隔収容装置ユニット単価 + 局ごと専用線収容装置ユニット数 × 専用線ユニット単価) × (局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数 + (局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数) + 局ごと専用線遠隔収容装置収容回線数) + 局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数 × 線点遠隔収容装置回線単価 + 局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電 話回線数 × 線点遠隔収容装置アナログ電話回線単 価 + 線点遠隔収容装置総合デジタル通信 サービス回線数 × 線点遠隔収容装置総合デジタル通信サ ービス回線単価 (2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額 = 局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数 × 線点遠隔収容装置ユニット単価 + 局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数 × 線点遠隔収容装置回線単価 + 局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電 話回線数 × 線点遠隔収容装置アナログ電話回線単 価 + 線点遠隔収容装置総合デジタル通信 サービス回線数 × 線点遠隔収容装置総合デジタル通信サ ービス回線単価</p>	<p>加入者系半固 定バス伝送装 置</p>
	<p>容装置投資額としてすべての局の局ごとき線点遠隔収容装置投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額 = (局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数 × 線点遠隔収容装置ユニット単価 + 局ごと専用線収容装置ユニット数 × 専用線ユニット単価) × (局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数 + (局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数) + 局ごと専用線遠隔収容装置収容回線数) + 局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数 × 線点遠隔収容装置回線単価 + 局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電 話回線数 × 線点遠隔収容装置アナログ電話回線単 価 + 線点遠隔収容装置総合デジタル通信 サービス回線数 × 線点遠隔収容装置総合デジタル通信サ ービス回線単価 (2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額 = 局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数 × 線点遠隔収容装置ユニット単価 + 局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数 × 線点遠隔収容装置回線単価 + 局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電 話回線数 × 線点遠隔収容装置アナログ電話回線単 価 + 線点遠隔収容装置総合デジタル通信 サービス回線数 × 線点遠隔収容装置総合デジタル通信サ ービス回線単価</p>	<p>加入者系半固 定バス伝送装 置</p> <p>1 設備量の算定 (1) 加入者交換機設置局ごとに、アからウまでにより求めた加入者系半固定バス伝送装置の必要台数のうち最大のものを当該局の加入者系半固定バス伝送装置台数とする。 ア 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数を加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭載で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)。 イ 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収容されるアナログ最大収容回線数を加入者系半固定バス伝送装置インタフェース装置当たりアナログ最大収容回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)を、加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)を、加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)を、加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)。 ウ 当該局の加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス専用装置システム回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)を、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収容される低速専用回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり低速専用最大収容回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収容される高速専用回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり高速専用回線</p>

	<p>最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を合計したもの。）を加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービスマル・専用線用装置最大収容システム数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービスマル・専用線用装置最大搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)の台数に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収容される回線から専用業務に係るものを除いた比率を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額を合算し、加入者系半固定バス伝送装置投資額を算定する。 局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額 ＝加入者系半固定バス伝送装置架数 ×加入者系半固定バス伝送装置1架当たり単価 ＋帰属するき線点遠隔収容装置に収容される回線数 ×加入者系半固定バス伝送装置回線当たり単価</p>
消防警察トランク	<p>1 設備量の算定 (1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別収容回線数を収容する場合は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を引いた後、1万で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。 (2) 遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。 (3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属するすべての遠隔収容装置設置局の消防警察トランク必要数を当該局の消防警察トランク数とする。 (4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トランク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、すべての局の局ごと消防警察トランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。 局ごと消防警察トランク投資額＝消防警察トランク数×消防警察トランク単価 ＋消防警察トランク架数 ×消防警察トランク搭載架単価</p>
警察消防用回線集約装置	<p>1 設備量の算定 警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。 (1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とする。 (2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の警察消防用回線集約装置数とする。</p>

	<p>最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を合計したもの。）を加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービスマル・専用線用装置最大収容システム数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービスマル・専用線用装置最大搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)の台数に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収容される回線から専用業務に係るものを除いた比率を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額を合算し、加入者系半固定バス伝送装置投資額を算定する。 局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額 ＝加入者系半固定バス伝送装置架数 ×加入者系半固定バス伝送装置1架当たり単価 ＋帰属するき線点遠隔収容装置に収容される回線数 ×加入者系半固定バス伝送装置回線当たり単価</p>
消防警察トランク	<p>1 設備量の算定 (1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別収容回線数を収容する場合は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を引いた後、1万で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。 (2) 遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。 (3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属するすべての遠隔収容装置設置局の消防警察トランク必要数を当該局の消防警察トランク数とする。 (4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トランク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、すべての局の局ごと消防警察トランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。 局ごと消防警察トランク投資額＝消防警察トランク数×消防警察トランク単価 ＋消防警察トランク架数 ×消防警察トランク搭載架単価</p>
警察消防用回線集約装置	<p>1 設備量の算定 警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。 (1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とする。 (2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の警察消防用回線集約装置数とする。</p>





<p>(7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)心線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した心線数及び架数を用いて局ごと光ケーブル成端架投資額を求め、すべての局の局ごと光ケーブル成端架投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。</p> <p>局ごと光ケーブル成端架投資額＝光ケーブル成端架(大型)架数  ×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価  +光ケーブル成端架(大型)心線数  ×光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価  +光ケーブル成端架(中型)架数  ×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価  +光ケーブル成端架(中型)心線数  ×光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価  +光ケーブル成端架(小型2)架数  ×光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価  +光ケーブル成端架(小型2)心線数  ×光ケーブル成端架(小型2)心線当たり単価  +光ケーブル成端架(小型1)架数  ×光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価  +光ケーブル成端架(小型1)心線数  ×光ケーブル成端架(小型1)心線当たり単価</p>	
<p>(7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)心線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した心線数及び架数を用いて局ごと光ケーブル成端架投資額を求め、すべての局の局ごと光ケーブル成端架投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。</p> <p>局ごと光ケーブル成端架投資額＝光ケーブル成端架(大型)架数  ×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価  +光ケーブル成端架(大型)心線数  ×光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価  +光ケーブル成端架(中型)架数  ×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価  +光ケーブル成端架(中型)心線数  ×光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価  +光ケーブル成端架(小型2)架数  ×光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価  +光ケーブル成端架(小型2)心線数  ×光ケーブル成端架(小型2)心線当たり単価  +光ケーブル成端架(小型1)架数  ×光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価  +光ケーブル成端架(小型1)心線数  ×光ケーブル成端架(小型1)心線当たり単価</p>	<p>1 局設置遠隔収容装置から加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定</p> <p>(1) 遠隔収容装置設置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。  ア 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるアナログ回線で収容される回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及びチャネル切上単位(1.5M)で除して、多重変換装置1.5Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)  イ 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サービス回線数及びPHS回線数の合計回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及び総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数で除して、多重変換装置6Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)  この場合において、総合デジタル通信サービス回線数は、第一種総合デジタル通信サービス回線数及び第二種総合デジタル通信サービス回線数に第二種総合デジタル通信サービス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。  ウ 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される低速専用回線数、高速メタル専用回線数及び高速光専用回線数を伝送装置収容率及び6Mパス収容回線数で除して、6Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置専用6Mパス数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)  この場合において、6Mパス収容回線数は、低速専用、高速メタル専用及び高速光専用の別にそれぞれ対応した数値を用いる。  エ 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるATM専用回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数をそれぞれの回線当たり速度で乗じ、伝送装置収容率及び6Mパスあたり速度で除して、それぞれの伝送設備共用比率を乗じた上で6Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置データ系6Mパス数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)  オ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及び多重変換装置データ系6Mパス数の合計並びにアの多重変換装置1.5Mパス数をインタフェース当たりハイウェイ数で除して、6Mインタフェース数及び1.5Mインタフェース数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p>
<p>伝送装置</p>	<p>1 局設置遠隔収容装置から加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定</p> <p>(1) 遠隔収容装置設置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。  ア 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるアナログ回線で収容される回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及びチャネル切上単位(1.5M)で除して、多重変換装置1.5Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)  イ 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サービス回線数及びPHS回線数の合計回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及び総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数で除して、多重変換装置6Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)  この場合において、総合デジタル通信サービス回線数は、第一種総合デジタル通信サービス回線数及び第二種総合デジタル通信サービス回線数に第二種総合デジタル通信サービス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。  ウ 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される低速専用回線数、高速メタル専用回線数及び高速光専用回線数を伝送装置収容率及び6Mパス収容回線数で除して、6Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置専用6Mパス数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)  この場合において、6Mパス収容回線数は、低速専用、高速メタル専用及び高速光専用の別にそれぞれ対応した数値を用いる。  エ 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるATM専用回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数をそれぞれの回線当たり速度で乗じ、伝送装置収容率及び6Mパスあたり速度で除して、それぞれの伝送設備共用比率を乗じた上で6Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置データ系6Mパス数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)  オ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及び多重変換装置データ系6Mパス数の合計並びにアの多重変換装置1.5Mパス数をインタフェース当たりハイウェイ数で除して、6Mインタフェース数及び1.5Mインタフェース数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p>

カ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及び多重変換装置データ系6Mパス数の合計にチャネル切上単位(6M)を乗じたもの及びアの多重変換装置1.5Mパス数にチャネル切上単位(1.5M)を乗じたものの合計をチャネル切上単位(5.2M)で除して、多重変換装置5.2Mパス数を算定する。(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)

キ カで算定した多重変換装置5.2Mパス数を3で除して(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)、多重変換装置1.56Mインタフェース数を算定する。

ク この際に生じた剰余の数を多重変換装置5.2Mインタフェース数とする。切り上げた多重変換装置5.2Mパス数を3で除した商(1)に満たない端数は、切り上げた多重変換装置ユニット数を3で除した商(1)に満たない端数は、切り上げた多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したものを多重変換装置架数とする(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) 加入者交換機設置局ごとに以下の手順で伝送装置の台数を算定する。

ア 当該局に帰属する速隔収容装置設置局の多重変換装置1.56Mインタフェース数及び多重変換装置5.2Mインタフェース数それぞれを当該局の多重変換装置1.56Mインタフェース数及び多重変換装置5.2Mインタフェース数とする。

イ 当該局に帰属する速隔収容装置設置局の多重変換装置5.2Mパス数の合計を3で除した商(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))を多重変換装置ユニット数とする。

ウ 当該局の多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))を多重変換装置架数とする。

加入者交換機から中継交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定

加入者交換機から中継交換機間伝送路ごとに、次の手順で伝送装置の種類ごとの台数を算定する。

(1) 伝送装置の組合せは次のとおりとする。

ア 加入者交換機設置局に多重変換装置を設置し、中継交換機設置局に多重変換装置を設置する。

イ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(1.56M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(1.56M)を設置する。

ウ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(6.00M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(6.00M)を設置する。

エ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置する。

オ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(1.56M)を設置し、中継交換機設置局にクロスコネクト装置を設置する。

カ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(6.00M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(6.00M)及びクロスコネクト装置を設置する。

キ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)及びクロスコネクト装置を設置する。

ク 加入者交換機設置局及び中継交換機設置局に分岐挿入伝送装置を設置する。(2) 加入者交換機の設備量から、(1)のAからEまでの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

(3) 中継交換機が2台以上の場合又は当該局に相互接続点が設置される場合にクロスコネクト装置を設置することとし、(1)のオ、カ及びキの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

(4) (2)及び(3)で選択された組合せと(1)のクを比較し、投資額が最も低くなるものを選択する。

カ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及び多重変換装置データ系6Mパス数の合計にチャネル切上単位(6M)を乗じたもの及びアの多重変換装置1.5Mパス数にチャネル切上単位(1.5M)を乗じたものの合計をチャネル切上単位(5.2M)で除して、多重変換装置5.2Mパス数を算定する。(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)

キ カで算定した多重変換装置5.2Mパス数を3で除して(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。))、多重変換装置1.56Mインタフェース数を算定する。

ク この際に生じた剰余の数を多重変換装置5.2Mインタフェース数とする。切り上げた多重変換装置5.2Mパス数を3で除した商(1)に満たない端数は、切り上げた多重変換装置ユニット数を3で除した商(1)に満たない端数は、切り上げた多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したものを多重変換装置架数とする(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) 加入者交換機設置局ごとに以下の手順で伝送装置の台数を算定する。

ア 当該局に帰属する速隔収容装置設置局の多重変換装置1.56Mインタフェース数及び多重変換装置5.2Mインタフェース数それぞれを当該局の多重変換装置1.56Mインタフェース数及び多重変換装置5.2Mインタフェース数とする。

イ 当該局に帰属する速隔収容装置設置局の多重変換装置5.2Mパス数の合計を3で除した商(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))を多重変換装置ユニット数とする。

ウ 当該局の多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))を多重変換装置架数とする。

加入者交換機から中継交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定

加入者交換機から中継交換機間伝送路ごとに、次の手順で伝送装置の種類ごとの台数を算定する。

(1) 伝送装置の組合せは次のとおりとする。

ア 加入者交換機設置局に多重変換装置を設置し、中継交換機設置局に多重変換装置を設置する。

イ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(1.56M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(1.56M)を設置する。

ウ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(6.00M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(6.00M)を設置する。

エ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置する。

オ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(1.56M)を設置し、中継交換機設置局にクロスコネクト装置を設置する。

カ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(6.00M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(6.00M)及びクロスコネクト装置を設置する。

キ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)及びクロスコネクト装置を設置する。

ク 加入者交換機設置局及び中継交換機設置局に分岐挿入伝送装置を設置する。(2) 加入者交換機の設備量から、(1)のAからEまでの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

(3) 中継交換機が2台以上の場合又は当該局に相互接続点が設置される場合にクロスコネクト装置を設置することとし、(1)のオ、カ及びキの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

(4) (2)及び(3)で選択された組合せと(1)のクを比較し、投資額が最も低くなるものを選択する。

3 1及び2の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等(低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数、高速光専用線回線数、ATM専用線回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数)に係る設備量を、それぞれのパス数の比率に基づいて控除する。

4 投資額の算定  
次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて伝送装置投資額を算定する。

局ごと伝送装置投資額  
 = 多重変換装置投資額  
 + 高速終端中継伝送装置投資額  
 + クロスコネクト装置投資額  
 + 分岐挿入伝送装置投資額

局ごと多重変換装置投資額  
 = 多重変換装置架数  
 × 多重変換装置架・共通部当たり単価  
 + 多重変換装置ユニット数  
 × 多重変換装置ユニット当たり単価  
 + 多重変換装置1.5Mインタフェース数  
 × 多重変換装置1.5Mインタフェース当たり単価  
 + 多重変換装置2Mインタフェース数  
 × 多重変換装置2Mインタフェース当たり単価  
 + 多重変換装置6Mインタフェース数  
 × 多重変換装置6Mインタフェース当たり単価  
 + 多重変換装置8Mインタフェース数  
 × 多重変換装置8Mインタフェース当たり単価  
 + 多重変換装置5.2Mインタフェース数  
 × 多重変換装置5.2Mインタフェース当たり単価  
 + 多重変換装置1.56Mインタフェース数  
 × 多重変換装置1.56Mインタフェース当たり単価

局ごと高速終端中継伝送装置投資額  
 = 高速終端中継伝送装置架数  
 × 高速終端中継伝送装置架・共通部当たり単価  
 + 高速終端中継伝送装置ユニット数  
 × 高速終端中継伝送装置ユニット当たり単価  
 + 高速終端中継伝送装置局内インタフェース数  
 × 高速終端中継伝送装置局内インタフェース当たり単価  
 + 高速終端中継伝送装置局間インタフェース数  
 × 高速終端中継伝送装置局間インタフェース単価

局ごとクロスコネクト装置投資額  
 = クロスコネクト装置基本架数  
 × クロスコネクト装置基本架当たり単価  
 + クロスコネクト装置接続架数  
 × クロスコネクト装置接続架当たり単価  
 + クロスコネクト装置増設リンク数  
 × クロスコネクト装置増設リンク当たり単価  
 + クロスコネクト装置空間スイッチユニット数  
 × クロスコネクト装置空間スイッチユニット当たり単価  
 + クロスコネクト装置局内5.2Mインタフェース数  
 × クロスコネクト装置局内5.2Mインタフェース当たり単価  
 + クロスコネクト装置局内1.56Mインタフェース数

3 1及び2の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等(低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数、高速光専用線回線数、ATM専用線回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数)に係る設備量を、それぞれのパス数の比率に基づいて控除する。

4 投資額の算定  
次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて伝送装置投資額を算定する。

局ごと伝送装置投資額  
 = 多重変換装置投資額  
 + 高速終端中継伝送装置投資額  
 + クロスコネクト装置投資額  
 + 分岐挿入伝送装置投資額

局ごと多重変換装置投資額  
 = 多重変換装置架数  
 × 多重変換装置架・共通部当たり単価  
 + 多重変換装置ユニット数  
 × 多重変換装置ユニット当たり単価  
 + 多重変換装置1.5Mインタフェース数  
 × 多重変換装置1.5Mインタフェース当たり単価  
 + 多重変換装置2Mインタフェース数  
 × 多重変換装置2Mインタフェース当たり単価  
 + 多重変換装置6Mインタフェース数  
 × 多重変換装置6Mインタフェース当たり単価  
 + 多重変換装置8Mインタフェース数  
 × 多重変換装置8Mインタフェース当たり単価  
 + 多重変換装置5.2Mインタフェース数  
 × 多重変換装置5.2Mインタフェース当たり単価  
 + 多重変換装置1.56Mインタフェース数  
 × 多重変換装置1.56Mインタフェース当たり単価

局ごと高速終端中継伝送装置投資額  
 = 高速終端中継伝送装置架数  
 × 高速終端中継伝送装置架・共通部当たり単価  
 + 高速終端中継伝送装置ユニット数  
 × 高速終端中継伝送装置ユニット当たり単価  
 + 高速終端中継伝送装置局内インタフェース数  
 × 高速終端中継伝送装置局内インタフェース当たり単価  
 + 高速終端中継伝送装置局間インタフェース数  
 × 高速終端中継伝送装置局間インタフェース単価

局ごとクロスコネクト装置投資額  
 = クロスコネクト装置基本架数  
 × クロスコネクト装置基本架当たり単価  
 + クロスコネクト装置接続架数  
 × クロスコネクト装置接続架当たり単価  
 + クロスコネクト装置増設リンク数  
 × クロスコネクト装置増設リンク当たり単価  
 + クロスコネクト装置空間スイッチユニット数  
 × クロスコネクト装置空間スイッチユニット当たり単価  
 + クロスコネクト装置局内5.2Mインタフェース数  
 × クロスコネクト装置局内5.2Mインタフェース当たり単価  
 + クロスコネクト装置局内1.56Mインタフェース数

<p>×クロスコネクト装置局内156Mインタフェース当たり単価  +クロスコネクト装置局外インタフェース数  ×クロスコネクト装置局外インタフェース当たり単価  +クロスコネクト装置ユニット数  ×クロスコネクト装置ユニット単価</p> <p>局ごと分岐挿入伝送装置投資額  =分岐挿入伝送装置システム数  ×分岐挿入伝送装置局内インタフェース数  +分岐挿入伝送装置局内インタフェース数  ×分岐挿入伝送装置局内インタフェース当たり単価</p>	<p>中間中継伝送装置</p>	<p>×クロスコネクト装置局内156Mインタフェース当たり単価  +クロスコネクト装置局外インタフェース数  ×クロスコネクト装置局外インタフェース当たり単価  +クロスコネクト装置ユニット数  ×クロスコネクト装置ユニット単価</p> <p>局ごと分岐挿入伝送装置投資額  =分岐挿入伝送装置システム数  ×分岐挿入伝送装置局内インタフェース数  +分岐挿入伝送装置局内インタフェース数  ×分岐挿入伝送装置局内インタフェース当たり単価</p>
<p>中間中継伝送装置</p>	<p>中間中継伝送装置</p>	<p>中間中継伝送装置</p>
<p>1 速隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、速隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、当該局に帰属する局設置速隔収容装置数を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(2) (1)の中間中継伝送装置数を、中間中継伝送装置架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>2 加入者交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、多重変換装置(5.2M)及び多重変換装置(15.6M)につき、多重変換装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>(2) 加入者交換機設置局ごとに、高速終端中継伝送装置(15.6M)、高速終端中継伝送装置(60.0M)及び高速終端中継伝送装置(2.4G)につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。</p>	<p>中間中継伝送装置</p>	<p>1 速隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、速隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、当該局に帰属する局設置速隔収容装置数を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(2) (1)の中間中継伝送装置数を、中間中継伝送装置架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>2 加入者交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、多重変換装置(5.2M)及び多重変換装置(15.6M)につき、多重変換装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>(2) 加入者交換機設置局ごとに、高速終端中継伝送装置(15.6M)、高速終端中継伝送装置(60.0M)及び高速終端中継伝送装置(2.4G)につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。</p>
<p>3 中継交換機設置局から中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>中継交換機設置局(当該局の上位に中継交換機設置局が存在する局に限る。)ごとに、高速終端中継伝送装置(15.6M)、高速終端中継伝送装置(60.0M)及び高速終端中継伝送装置(2.4G)につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。</p>	<p>中間中継伝送装置</p>	<p>3 中継交換機設置局から中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>中継交換機設置局(当該局の上位に中継交換機設置局が存在する局に限る。)ごとに、高速終端中継伝送装置(15.6M)、高速終端中継伝送装置(60.0M)及び高速終端中継伝送装置(2.4G)につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したのから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。</p>
<p>4 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数をを用いて局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごと中間中継伝送装置投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと中間中継伝送装置投資額＝中間中継伝送装置架数  ×中間中継伝送装置架  +中間中継伝送装置数×中間中継伝送装置架数</p>	<p>中間中継伝送装置</p>	<p>4 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数をを用いて局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごと中間中継伝送装置投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと中間中継伝送装置投資額＝中間中継伝送装置架数  ×中間中継伝送装置架  +中間中継伝送装置数×中間中継伝送装置架数</p>

クロック装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（局設置遠隔収容装置の台数及び多重変換装置の架数を合計したもの。）をクロック供給装置架数として最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>(2) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（当該局に帰属する遠隔収容装置設置局との間で設置する多重変換装置の架数、加入者系半固定バス伝送装置の架数、多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数及び加入者交換機のユニット数を合計したもの。）をクロック供給装置架数として最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>(3) 中継交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数、中継交換機のユニット数、クロックネットワーク装置基本架数及びクロスコネクタ装置増設架数を合計したもの。）をクロック供給装置架数として最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した被クロック供給装置数及び架数を用いて局ごとクロック供給装置投資額を求め、すべての局の局ごとクロック供給装置投資額を合計し、クロック供給装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとクロック供給装置投資額＝クロック供給装置架数  ×クロック供給装置架・共通部単価  ＋クロック供給装置被クロック供給装置数×4  ×クロック供給装置供給クロック単価</p>
メタルケーブル	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布をもとに、あらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの互長k mを算定する。ケーブルの対数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数、条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長k m、対k mを算定する。</p> <p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長k m、対k mは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、</p> <p>2 (3) においてすべてのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線互長k mを算定する。</p> <p>(2) (1) によりき線互長が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局から近いものがあり、かつ敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3) により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p>

クロック装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（局設置遠隔収容装置の台数及び多重変換装置の架数を合計したもの。）をクロック供給装置架数として最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>(2) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（当該局に帰属する遠隔収容装置設置局との間で設置する多重変換装置の架数、加入者系半固定バス伝送装置の架数、多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数及び加入者交換機のユニット数を合計したもの。）をクロック供給装置架数として最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>(3) 中継交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数、中継交換機のユニット数、クロックネットワーク装置基本架数及びクロスコネクタ装置増設架数を合計したもの。）をクロック供給装置架数として最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した被クロック供給装置数及び架数を用いて局ごとクロック供給装置投資額を求め、すべての局の局ごとクロック供給装置投資額を合計し、クロック供給装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとクロック供給装置投資額＝クロック供給装置架数  ×クロック供給装置架・共通部単価  ＋クロック供給装置被クロック供給装置数×4  ×クロック供給装置供給クロック単価</p>
メタルケーブル	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布をもとに、あらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの互長k mを算定する。ケーブルの対数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数、条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長k m、対k mを算定する。</p> <p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長k m、対k mは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、</p> <p>2 (3) においてすべてのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線互長k mを算定する。</p> <p>(2) (1) によりき線互長が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局から近いものがあり、かつ敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3) により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p>

	<p>(5) 伝送路の各区分間における必要対数、条数は、需要数を勘案して算定し、メタルケーブル延長k m、対k mの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容されるすべての局ごとにメタルケーブル対k m及びメタルケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、すべての局の局ごとメタルケーブル投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額＝当該種別架空メタルケーブル対k m  ×当該種別架空メタルケーブル対k m単価  + 当該種別架空メタルケーブル延長k m  ×当該種別架空メタルケーブル延長k m単価  + 当該種別地下メタルケーブル対k m  ×当該種別地下メタルケーブル対k m単価  + 当該種別地下メタルケーブル延長k m  ×当該種別地下メタルケーブル延長k m単価</p>
<p>加入系光ケーブル</p>	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの直長k mを算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長k m、心k mを算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長k mは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2 (3)においてすべてのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定にあたっては、需要の分布に合わせて適切なき線直長k mを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線直長k mが確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える置換えを行うケーブルは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p> <p>(5) 伝送路の各区分間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長k m、心k mの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容されるすべての局ごとに光ケーブル心k m及び光ケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル投資額を算定し、すべての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額＝加入系架空光ケーブル心k m  ×加入系架空光ケーブル心k m単価  + 加入系架空光ケーブル延長k m  ×加入系架空光ケーブル延長k m単価</p>

	<p>(5) 伝送路の各区分間における必要対数、条数は、需要数を勘案して算定し、メタルケーブル延長k m、対k mの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容されるすべての局ごとにメタルケーブル対k m及びメタルケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、すべての局の局ごとメタルケーブル投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額＝当該種別架空メタルケーブル対k m  ×当該種別架空メタルケーブル対k m単価  + 当該種別架空メタルケーブル延長k m  ×当該種別架空メタルケーブル延長k m単価  + 当該種別地下メタルケーブル対k m  ×当該種別地下メタルケーブル対k m単価  + 当該種別地下メタルケーブル延長k m  ×当該種別地下メタルケーブル延長k m単価</p>
<p>加入系光ケーブル</p>	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの直長k mを算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長k m、心k mを算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長k mは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2 (3)においてすべてのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定にあたっては、需要の分布に合わせて適切なき線直長k mを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線直長k mが確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える置換えを行うケーブルは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p> <p>(5) 伝送路の各区分間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長k m、心k mの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容されるすべての局ごとに光ケーブル心k m及び光ケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル投資額を算定し、すべての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額＝加入系架空光ケーブル心k m  ×加入系架空光ケーブル心k m単価  + 加入系架空光ケーブル延長k m  ×加入系架空光ケーブル延長k m単価</p>

	<p>＋加入系地下光ケーブル心k m  ×加入系地下光ケーブル心k m単価  ＋加入系地下光ケーブル延長k m  ×加入系地下光ケーブル延長k m単価</p>	<p>中継系光ケーブル</p>	<p>＋加入系地下光ケーブル心k m  ×加入系地下光ケーブル心k m単価  ＋加入系地下光ケーブル延長k m  ×加入系地下光ケーブル延長k m単価</p>
<p>中継系光ケーブル</p>	<p>1 速隔収容装置設置局局から加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定  速隔収容装置設置局局ごとに、当該局に帰属するき線点速隔収容装置ユニット数及び当該局  に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。  2 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定  網構成（交換機設置局間の伝送路の構成）ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、必  要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じて設備量を帰  属する。  3 投資額の算定  前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心k m及び光ケーブル延  長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとと光ケーブル投資額を算定し、すべての局の  局ごとと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。  局ごと光ケーブル投資額＝中継系架空光ケーブル心k m  ×中継系架空光ケーブル心k m単価  ＋中継系架空光ケーブル延長k m  ×中継系架空光ケーブル延長k m単価  ＋中継系地下光ケーブル心k m  ×中継系地下光ケーブル心k m単価  ＋中継系地下光ケーブル延長k m  ×中継系地下光ケーブル延長k m単価</p>	<p>海底光ケーブル</p>	<p>1 設備量の算定  区間設備として海底光ケーブルが指定されている速隔収容装置設置局間、速隔収容装置設  置局局から加入者交換機設置局局又は加入者交換機設置局局から中継交換機設置局間の海底光  ケーブル設備量を以下の手順で算定する。  (1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継  海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数  を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げ  るものとする。）を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底  光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたも  のを有中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じ  たものを有中継海底光ケーブル最大規格心線k mとする。また、必要心線数から有中  継海底光ケーブル最大規格心線数を除いたものの直近上位の規格心線数を有中継海  底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケー  ブル残り心線k mとする。  (2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海  底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を  無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げる  ものとする。）を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光  ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたも  のを、無中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗  じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線k mとする。また、必要心線数から無  中継海底光ケーブル最大規格心線数を除いたものの直近上位の規格心線数を無中継  海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケー  ブル残り心線k mとする。  (3) (1) 及び (2) で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二</p>
<p>海底光ケーブル</p>	<p>1 設備量の算定  区間設備として海底光ケーブルが指定されている速隔収容装置設置局間、速隔収容装置設  置局局から加入者交換機設置局局又は加入者交換機設置局局から中継交換機設置局間の海底光  ケーブル設備量を以下の手順で算定する。  (1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継  海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数  を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げ  るものとする。）を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底  光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたも  のを有中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じ  たものを有中継海底光ケーブル最大規格心線k mとする。また、必要心線数から有中  継海底光ケーブル最大規格心線数を除いたものの直近上位の規格心線数を有中継海  底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケー  ブル残り心線k mとする。  (2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海  底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を  無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げる  ものとする。）を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光  ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたも  のを、無中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗  じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線k mとする。また、必要心線数から無  中継海底光ケーブル最大規格心線数を除いたものの直近上位の規格心線数を無中継  海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケー  ブル残り心線k mとする。  (3) (1) 及び (2) で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二</p>	<p>海底光ケーブル</p>	<p>1 設備量の算定  区間設備として海底光ケーブルが指定されている速隔収容装置設置局間、速隔収容装置設  置局局から加入者交換機設置局局又は加入者交換機設置局局から中継交換機設置局間の海底光  ケーブル設備量を以下の手順で算定する。  (1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継  海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数  を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げ  るものとする。）を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底  光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたも  のを有中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じ  たものを有中継海底光ケーブル最大規格心線k mとする。また、必要心線数から有中  継海底光ケーブル最大規格心線数を除いたものの直近上位の規格心線数を有中継海  底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケー  ブル残り心線k mとする。  (2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海  底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を  無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げる  ものとする。）を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光  ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたも  のを、無中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗  じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線k mとする。また、必要心線数から無  中継海底光ケーブル最大規格心線数を除いたものの直近上位の規格心線数を無中継  海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケー  ブル残り心線k mとする。  (3) (1) 及び (2) で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二</p>



	<p>分の一ずつに案分する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心k m及び無中継海底光ケーブル心k mをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、すべての局の局ごとと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>局ごとと有中継海底光ケーブル投資額＝有中継海底光ケーブル心k m  ×有中継海底光ケーブル心k m単価  + 有中継海底光ケーブル延長k m  ×有中継海底光ケーブル延長k m単価</p> <p>局ごとと無中継海底光ケーブル投資額＝無中継海底光ケーブル心k m  ×無中継海底光ケーブル心k m単価  + 無中継海底光ケーブル延長k m  ×無中継海底光ケーブル延長k m単価</p>
<p>海底中間中継 伝送装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間、有中継海底光ケーブルを使用する場合、局間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したものに満たない端数は、切り捨てるものとする。)を区間中継数とする。これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該局間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した海底中間中継伝送装置数を用いて局ごとと海底中間中継伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごとと海底中間中継伝送装置投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとと海底中間中継伝送装置投資額＝海底中間中継伝送装置数  ×海底中間中継伝送装置単価  + 海底中間中継伝送装置用給電装置数  ×海底中間中継伝送装置用給電装置単価</p>
<p>無線伝送設備</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間ごとに、無線伝送設備設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた5.2Mbps数を変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容5.2Mbps数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) (1)で算定した変復調回線切替装置ユニット数を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)を、変復調回線切替装置架数とする。</p> <p>(3) 当該局間の通信量を勘案して求められた5.2Mbps数を無線送受信装置ユニット当たり最大収容5.2Mbps数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)を、無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(4) (3)で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たりユニット数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)を、無線送受信装置架数とする。</p> <p>(5) (1)～(4)で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り付けるものとする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

<p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心k m及び無中継海底光ケーブル心k mをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、すべての局の局ごとと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>局ごとと有中継海底光ケーブル投資額＝有中継海底光ケーブル心k m  ×有中継海底光ケーブル心k m単価  + 有中継海底光ケーブル延長k m  ×有中継海底光ケーブル延長k m単価</p> <p>局ごとと無中継海底光ケーブル投資額＝無中継海底光ケーブル心k m  ×無中継海底光ケーブル心k m単価  + 無中継海底光ケーブル延長k m  ×無中継海底光ケーブル延長k m単価</p>	
<p>海底中間中継 伝送装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間、有中継海底光ケーブルを使用する場合、局間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したものに満たない端数は、切り捨てるものとする。)を区間中継数とする。これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該局間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した海底中間中継伝送装置数を用いて局ごとと海底中間中継伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごとと海底中間中継伝送装置投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとと海底中間中継伝送装置投資額＝海底中間中継伝送装置数  ×海底中間中継伝送装置単価  + 海底中間中継伝送装置用給電装置数  ×海底中間中継伝送装置用給電装置単価</p>
<p>無線伝送設備</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間ごとに、無線伝送設備設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた5.2Mbps数を変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容5.2Mbps数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) (1)で算定した変復調回線切替装置ユニット数を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)を、変復調回線切替装置架数とする。</p> <p>(3) 当該局間の通信量を勘案して求められた5.2Mbps数を無線送受信装置ユニット当たり最大収容5.2Mbps数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)を、無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(4) (3)で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たりユニット数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)を、無線送受信装置架数とする。</p> <p>(5) (1)～(4)で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り付けるものとする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

	<p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、すべての局の局ごと無線伝送装置投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額＝変復調回線切替装置ユニット数        ×変復調回線切替装置ユニット単価        ＋変復調回線切替装置架数        ×変復調回線切替装置架・共通部単価        ＋無線送受信装置ユニット数        ×無線送受信装置ユニット単価        ＋無線送受信装置架数        ×無線送受信装置架単価</p>
無線アンテナ	<p>1 設備量の算定        区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置局ごとに、無線通信が指定されている経路数の合計に経路当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定        局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごとアンテナ投資額を算定し、すべての局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごとアンテナ投資額＝アンテナ数×アンテナ単価</p>
無線鉄塔	<p>1 設備量の算定        区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置局ごとに、当該局が無線単独局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定        局ごとに、前項の規定に基づき算定した鉄塔数を用いて次の算定式により、局ごと鉄塔投資額を算定し、すべての局の局ごと鉄塔投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと鉄塔投資額＝屋上設置用鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価        ＋地上設置用鉄塔数×地上設置用鉄塔単価</p>
衛星通信設備	<p>1 設備量の算定        区間設備として衛星通信が指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局ごとに、衛星通信設備設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた5.2Mパス数にチャネル切上単位（5.2M）を乗じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除して2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。</p> <p>(2) 地球局必要回線数をTDMA装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、TDMA装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。</p> <p>(5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>2 投資額の算定        局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式により、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、すべての局の局ごと衛星通信設備投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p>

	<p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、すべての局の局ごと無線伝送装置投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額＝変復調回線切替装置ユニット数        ×変復調回線切替装置ユニット単価        ＋変復調回線切替装置架数        ×変復調回線切替装置架・共通部単価        ＋無線送受信装置ユニット数        ×無線送受信装置ユニット単価        ＋無線送受信装置架数        ×無線送受信装置架単価</p>
無線アンテナ	<p>1 設備量の算定        区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置局ごとに、無線通信が指定されている経路数の合計に経路当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定        局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごとアンテナ投資額を算定し、すべての局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごとアンテナ投資額＝アンテナ数×アンテナ単価</p>
無線鉄塔	<p>1 設備量の算定        区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置局ごとに、当該局が無線単独局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定        局ごとに、前項の規定に基づき算定した鉄塔数を用いて次の算定式により、局ごと鉄塔投資額を算定し、すべての局の局ごと鉄塔投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと鉄塔投資額＝屋上設置用鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価        ＋地上設置用鉄塔数×地上設置用鉄塔単価</p>
衛星通信設備	<p>1 設備量の算定        区間設備として衛星通信が指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局ごとに、衛星通信設備設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた5.2Mパス数にチャネル切上単位（5.2M）を乗じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。</p> <p>(2) 地球局必要回線数をTDMA装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、TDMA装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。</p> <p>(5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>2 投資額の算定        局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式により、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、すべての局の局ごと衛星通信設備投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p>

	<p>局ごと衛星通信設備投資額＝トランスポンダ数×トランスポンダ単価        +TDMA装置架数×TDMA装置架単価        +衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価        +衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価        +衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価</p>
<p>加入系電柱</p>	<p>1 設備量の算定        局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを、当該局の電柱本数とする。        2 投資額の算定        次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、すべての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価及び共架率を使用する。        局ごと加入系電柱投資額＝加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率</p>
<p>中継系電柱</p>	<p>1 設備量の算定        局ごとに、中継系管路亘長k mに中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものを、当該局に帰属する中継系電柱本数とする。        2 投資額の算定        次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、すべての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の電柱共架率を使用する。        局ごと中継系電柱投資額＝中継系電柱本数×中継系電柱単価×電柱共架率</p>
<p>加入系管路</p>	<p>1 設備量の算定        局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長k mとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条k m及びインナーパイプ延長k mとし、局ごとに合算したものを当該局の管路条k m及びインナーパイプ延長k mとする。なお、管路亘長k m、管路条k mからは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。        2 投資額の算定        次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長k m及び管路条k mを用い局ごとと管路投資額を求め、すべての局の局ごとと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。        局ごとと管路投資額＝加入系管路条k m×加入系管路条k m当たり単価        +加入系管路亘長k m×加入系管路亘長k m当たり単価        +インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価</p>
<p>中継系管路</p>	<p>1 設備量の算定        都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長k mとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条k mとし、都道府県ごとに合算したものを当該局の管路条k mとする。なお、管路亘長k m、管路条k mからは、中口径管路、共同溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路亘長k m、管路条k mを算定する。        2 投資額の算定        次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長k m及び管路条k mを用い局ごとと管路投資額を求め、すべての局の局ごとと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p>

	<p>局ごと衛星通信設備投資額＝トランスポンダ数×トランスポンダ単価        +TDMA装置架数×TDMA装置架単価        +衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価        +衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価        +衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価</p>
<p>加入系電柱</p>	<p>1 設備量の算定        局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを、当該局の電柱本数とする。        2 投資額の算定        次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、すべての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価及び共架率を使用する。        局ごと加入系電柱投資額＝加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率</p>
<p>中継系電柱</p>	<p>1 設備量の算定        局ごとに、中継系管路亘長k mに中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものを、当該局に帰属する中継系電柱本数とする。        2 投資額の算定        次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、すべての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の電柱共架率を使用する。        局ごと中継系電柱投資額＝中継系電柱本数×中継系電柱単価×電柱共架率</p>
<p>加入系管路</p>	<p>1 設備量の算定        局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長k mとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条k m及びインナーパイプ延長k mとし、局ごとに合算したものを当該局の管路条k m及びインナーパイプ延長k mとする。なお、管路亘長k m、管路条k mからは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。        2 投資額の算定        次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長k m及び管路条k mを用い局ごとと管路投資額を求め、すべての局の局ごとと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。        局ごとと管路投資額＝加入系管路条k m×加入系管路条k m当たり単価        +加入系管路亘長k m×加入系管路亘長k m当たり単価        +インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価</p>
<p>中継系管路</p>	<p>1 設備量の算定        都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長k mとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条k mとし、都道府県ごとに合算したものを当該局の管路条k mとする。なお、管路亘長k m、管路条k mからは、中口径管路、共同溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路亘長k m、管路条k mを算定する。        2 投資額の算定        次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長k m及び管路条k mを用い局ごとと管路投資額を求め、すべての局の局ごとと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p>

局ごと管路投資額＝中継系管路条長k m×中継系管路条長k m当たり単価 ＋ 中継系管路長k m×中継系管路長k m当たり単価	局ごと管路投資額＝中継系管路条長k m×中継系管路条長k m当たり単価 ＋ 中継系管路長k m×中継系管路長k m当たり単価
加入系中口径 管路	加入系中口径 管路
<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長k mにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路・共同溝・とう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。</p> <p>(3) 中口径管路長k mから、中継系中口径管路長k mを控除して、加入系中口径管路長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系中口径管路長k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系中口径管路投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額＝加入系中口径管路長k m ×中口径管路長k m当たり単価</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長k mにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路・共同溝・とう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。</p> <p>(3) 中口径管路長k mから、中継系中口径管路長k mを控除して、加入系中口径管路長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系中口径管路長k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系中口径管路投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額＝加入系中口径管路長k m ×中口径管路長k m当たり単価</p>
中継系中口径 管路	中継系中口径 管路
<p>1 設備量の算定</p> <p>中口径管路長k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系中口径管路長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系中口径管路長k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系中口径管路投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系中口径管路投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系中口径管路投資額＝中継系中口径管路長k m ×中口径管路長k m当たり単価</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>中口径管路長k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系中口径管路長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系中口径管路長k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系中口径管路投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系中口径管路投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系中口径管路投資額＝中継系中口径管路長k m ×中口径管路長k m当たり単価</p>
加入系共同溝	加入系共同溝
<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長k mにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝長k mとする。</p> <p>(2) 共同溝長k mから、中継系共同溝長k mを控除して、加入系共同溝長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系共同溝長k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額＝加入系共同溝長k m×共同溝長k m当たり単価</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長k mにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝長k mとする。</p> <p>(2) 共同溝長k mから、中継系共同溝長k mを控除して、加入系共同溝長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系共同溝長k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額＝加入系共同溝長k m×共同溝長k m当たり単価</p>
中継系共同溝	中継系共同溝
<p>1 設備量の算定</p> <p>共同溝長k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系共同溝長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系共同溝長k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系共同溝投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系共同溝投資額＝中継系共同溝長k m×共同溝長k m当たり単価</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>共同溝長k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系共同溝長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系共同溝長k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系共同溝投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系共同溝投資額＝中継系共同溝長k m×共同溝長k m当たり単価</p>
加入系とう道	加入系とう道
<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長k mにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道長k mとする。</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長k mにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道長k mとする。</p>

	<p>(2) とう道亘長 k m から、中継系とう道亘長 k m を控除して、加入系とう道亘長 k m を算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごと、前項の規定に基づき算定した加入系とう道亘長 k m を用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと加入系とう道投資額＝加入系とう道亘長 k m × とう道亘長 k m 当たり単価</p>	<p>(2) とう道亘長 k m から、中継系とう道亘長 k m を控除して、加入系とう道亘長 k m を算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごと、前項の規定に基づき算定した加入系とう道亘長 k m を用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと加入系とう道投資額＝加入系とう道亘長 k m × とう道亘長 k m 当たり単価</p>
中継系とう道	<p>1 設備量の算定 とう道亘長 k m に、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道亘長 k m を算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごと、前項の規定に基づき算定した中継系とう道亘長 k m を用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと中継系とう道投資額＝中継系とう道亘長 k m × とう道亘長 k m 当たり単価</p>	<p>1 設備量の算定 とう道亘長 k m に、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道亘長 k m を算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごと、前項の規定に基づき算定した中継系とう道亘長 k m を用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと中継系とう道投資額＝中継系とう道亘長 k m × とう道亘長 k m 当たり単価</p>
電線共同溝	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長 k m にき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長 k m とする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長 k m に配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごと、前項の規定に基づき算定したき線電線共同溝延長 k m 及び配線電線共同溝延長 k m を合算したものを当該局の電線共同溝延長 k m とし、次の算定式により、局別電線共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと電線共同溝投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと電線共同溝投資額＝電線共同溝延長 k m × 電線共同溝延長 k m 当たり単価</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長 k m にき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長 k m とする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長 k m に配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごと、前項の規定に基づき算定したき線電線共同溝延長 k m 及び配線電線共同溝延長 k m を合算したものを当該局の電線共同溝延長 k m とし、次の算定式により、局別電線共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと電線共同溝投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと電線共同溝投資額＝電線共同溝延長 k m × 電線共同溝延長 k m 当たり単価</p>
自治体管路	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長 k m にき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長 k m とする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長 k m に配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定 自治体管路は自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長 k m にき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長 k m とする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長 k m に配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定 自治体管路は自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>
情報ボックス	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長 k m にき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長 k m とする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長 k m に配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定 情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長 k m にき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長 k m とする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長 k m に配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定 情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。</p>
総合デジタル通信局内回線終端装置	<p>1 設備量の算定 (1) き線点遠隔收容装置ごとに、当該装置が收容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。 (2) 遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に設置されている遠隔收容装置が收容する第一種総合デジタル通信回線及び PHS 回線の数の総和を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p>	<p>1 設備量の算定 (1) き線点遠隔收容装置ごとに、当該装置が收容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。 (2) 遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に設置されている遠隔收容装置が收容する第一種総合デジタル通信回線及び PHS 回線の数の総和を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p>



	<p>共通部については局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額 ＝き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数 ×き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価 ＋遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数 ×遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価 ＋加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部数 ×加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部単価</p>
<p>加入者交換機回線収容装置</p>	<p>1 設備量の算定 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数及び加入者交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと加入者交換機回線収容装置投資額を求め、すべての局の局ごと加入者交換機回線収容装置投資額を合算し、加入者交換機回線収容装置投資額を算定する。 局ごと加入者交換機回線収容装置投資額 ＝加入者交換機中継インタフェース数 ×加入者交換機中継インタフェース単価 ＋加入者交換機中継インタフェース収容装置投資額</p>
<p>中継交換機回線収容装置</p>	<p>1 設備量の算定 中継交換機設置局の加入者交換機対向パス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向けパス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数（他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数を合計したもの）及び中継交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の中継交換機中継インタフェース数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと中継交換機回線収容装置投資額を求め、すべての局の局ごと中継交換機回線収容装置投資額を合算し、中継交換機回線収容装置投資額を算定する。 局ごと中継交換機回線収容装置投資額 ＝中継交換機中継インタフェース数 ×中継交換機中継インタフェース単価 ＋中継交換機中継インタフェース収容装置投資額</p>
<p>中継交換機</p>	<p>1 設備量の算定 中継交換機設置局ごとに、(1) から (4) までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。 (1) 県間最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除したものをいう。）、県内最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼量の合計を4で除したものをいう。）、中継交換機渡り県間最繁時呼量（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう。）及び中継交換機渡り県内自局外呼量（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除したものをいう。）の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (2) 県間最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したものを）、県内最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を4で除したものを。）、中継交換機渡り県間最繁時総呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものを。）及び中継交換機渡り県内自局外呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したものを。）の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で</p>

<p>加入者交換機回線収容装置</p>	<p>共通部については局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額 ＝き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数 ×き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価 ＋遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数 ×遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価 ＋加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部数 ×加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部単価</p>
<p>加入者交換機回線収容装置</p>	<p>1 設備量の算定 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数及び加入者交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと加入者交換機回線収容装置投資額を求め、すべての局の局ごと加入者交換機回線収容装置投資額を合算し、加入者交換機回線収容装置投資額を算定する。 局ごと加入者交換機回線収容装置投資額 ＝加入者交換機中継インタフェース数 ×加入者交換機中継インタフェース単価 ＋加入者交換機中継インタフェース収容装置投資額</p>
<p>中継交換機回線収容装置</p>	<p>1 設備量の算定 中継交換機設置局の加入者交換機対向パス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向けパス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数（他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数を合計したもの）及び中継交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の中継交換機中継インタフェース数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと中継交換機回線収容装置投資額を求め、すべての局の局ごと中継交換機回線収容装置投資額を合算し、中継交換機回線収容装置投資額を算定する。 局ごと中継交換機回線収容装置投資額 ＝中継交換機中継インタフェース数 ×中継交換機中継インタフェース単価 ＋中継交換機中継インタフェース収容装置投資額</p>
<p>中継交換機</p>	<p>1 設備量の算定 中継交換機設置局ごとに、(1) から (4) までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。 (1) 県間最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除したものをいう。）、県内最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼量の合計を4で除したものをいう。）、中継交換機渡り県間最繁時呼量（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう。）及び中継交換機渡り県内自局外呼量（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除したものをいう。）の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (2) 県間最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したものを）、県内最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を4で除したものを。）、中継交換機渡り県間最繁時総呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものを。）及び中継交換機渡り県内自局外呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したものを。）の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で</p>

	<p>除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用者相互接続点対向1.5Mパス数に合計したもの)の合計を5.2Mパス単位に変換し、更にチャネル数に交換したものを当該局の中継交換機チャネル数とし、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用者相互接続点対向1.5Mパス数に合計したもの)を合計し、この総中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、すべての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。 局ごと中継交換機投資額 = 中継交換機ユニット数×中継交換機低速パス単価 + 中継交換機低速パス数×中継交換機低速パス単価 + 中継交換機5.2Mパス数×中継交換機5.2Mパス単価 + 最繁時総呼数×最繁時呼量単価 + 最繁時呼量×最繁時呼量単価</p>
<p>信号用中継交換機</p> <p>1 設備量の算定 (1) 加入者交換機設置局ごとに、自ユニット内折返し比率を除いた最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、加入者交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。に、加入者交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。 (2) 中継交換機設置局ごとに、県間、中継交換機渡り県間及び県内自局外最繁時総呼数の和に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、中継交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。に、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。 (3) サービス制御局設置局ごとに、サービス制御局設置の最繁時受付呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、3,600で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。を、当該局の信号リンク数とする。 (4) 信号区域ごとに、次のア及びイの手順で求めた信号用中継交換機ユニット数のうち最大のものを当該信号区域の信号用中継交換機ユニット数とする。 ア 信号用中継交換機渡り以外リンク数(1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に信号区域間リンク数(中継交換機設置局ごとの県間最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものの合計を、リンク当たり信号数で除したものを、信号区域間リンク分散数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。に、信号区域間リンク分散数で乗じたもの。ただし、信号区域間リンク数実績の値の方が小さい場合には、信号区域間リンク数実績を用いる。)を加えたもの。以下同じ。)を、信号用中継交換機渡り最大リンク数から信号用中継交換機対向渡りリンク数を減じたもので除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p>	

<p>除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用者相互接続点対向1.5Mパス数に合計したもの)の合計を5.2Mパス単位に変換し、更にチャネル数に交換したものを当該局の中継交換機チャネル数とし、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用者相互接続点対向1.5Mパス数に合計したもの)を合計し、この総中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、すべての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。 局ごと中継交換機投資額 = 中継交換機ユニット数×中継交換機低速パス単価 + 中継交換機低速パス数×中継交換機低速パス単価 + 中継交換機5.2Mパス数×中継交換機5.2Mパス単価 + 最繁時総呼数×最繁時呼量単価 + 最繁時呼量×最繁時呼量単価</p>	<p>信号用中継交換機</p> <p>1 設備量の算定 (1) 加入者交換機設置局ごとに、自ユニット内折返し比率を除いた最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、加入者交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。に、加入者交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。 (2) 中継交換機設置局ごとに、県間、中継交換機渡り県間及び県内自局外最繁時総呼数の和に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、中継交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。に、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。 (3) サービス制御局設置局ごとに、サービス制御局設置の最繁時受付呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、3,600で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。を、当該局の信号リンク数とする。 (4) 信号区域ごとに、次のア及びイの手順で求めた信号用中継交換機ユニット数のうち最大のものを当該信号区域の信号用中継交換機ユニット数とする。 ア 信号用中継交換機渡り以外リンク数(1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に信号区域間リンク数(中継交換機設置局ごとの県間最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものの合計を、リンク当たり信号数で除したものを、信号区域間リンク分散数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。に、信号区域間リンク分散数で乗じたもの。ただし、信号区域間リンク数実績の値の方が小さい場合には、信号区域間リンク数実績を用いる。)を加えたもの。以下同じ。)を、信号用中継交換機渡り最大リンク数から信号用中継交換機対向渡りリンク数を減じたもので除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



	<p>イ (1)、(2)及び(3)で算定した信号数の合計を、信号用中継交換機当たり処理信号数で除したものを、3,600で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(5) 信号用渡りリンク数(4)で算定した信号用中継交換機ユニット数に信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を乗じたもの。)及び信号用中継交換機渡り以外リンク数の合計を信号用中継交換機リンク数とする。</p> <p>(6) (1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に2を乗じたもの及び信号用渡りリンク数の合計から、信号用中継交換機を設置する局の信号リンク数の合計を減じたものを、信号用中継交換機伝送路数とする。なお、この数値は別表第4の1における通信設備使用料の算定に用いる。</p> <p>2 投資額の算定 信号区域ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数及びリンク数を用いて信号区域ごと信号用中継交換機投資額を求め、すべての信号区域の信号区域ごと信号用中継交換機投資額を合算し、信号用中継交換機投資額を算定する。 信号区域ごと信号用中継交換機投資額＝信号用中継交換機ユニット数 ×信号用中継交換機リンク数 +信号用中継交換機リンク数 ×信号用中継交換機リンク数当たり単価</p>
空調設備	<p>1 交換機設置局の空調設備の設備量の算定 局ごとに次の(1)から(4)までにより求めた設置台数の合計を、当該局の空調設備の設置台数とする。この場合において、各項ごとに、投資額が最低となるように空調設備の種別を選択し、種別ごとにそれぞれの設置台数の合計を算定する。</p> <p>(1) 当該局に設置される加入者交換機、局設置速隔収容装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、クロック供給装置及び加入者系半固定バス伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの</p> <p>(2) 当該局に設置される伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、クロック供給装置及び中間中継伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの</p> <p>(3) 当該局に設置される中継交換機、信号用中継交換機及びクロック供給装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの</p> <p>(4) 当該局に設置される総合監視及び試験受付の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 速隔収容装置設置局(RT-BOXの場合を除く。)の空調設備の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたものを、当該局の空調設備の設置台数とする。</p> <p>3 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した台数を用いて種別ごと空調設備投資額を求め、その合計を当該局の空調設備投資額とし、すべての局の空調設備投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。 種別ごと空調設備投資額＝当該種別空調設備設置台数 ×当該種別空調設備1台当たり単価</p>

	<p>イ (1)、(2)及び(3)で算定した信号数の合計を、信号用中継交換機当たり処理信号数で除したものを、3,600で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(5) 信号用渡りリンク数(4)で算定した信号用中継交換機ユニット数に信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を乗じたもの。)及び信号用中継交換機渡り以外リンク数の合計を信号用中継交換機リンク数とする。</p> <p>(6) (1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に2を乗じたもの及び信号用渡りリンク数の合計から、信号用中継交換機を設置する局の信号リンク数の合計を減じたものを、信号用中継交換機伝送路数とする。なお、この数値は別表第4の1における通信設備使用料の算定に用いる。</p> <p>2 投資額の算定 信号区域ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数及びリンク数を用いて信号区域ごと信号用中継交換機投資額を求め、すべての信号区域の信号区域ごと信号用中継交換機投資額を合算し、信号用中継交換機投資額を算定する。 信号区域ごと信号用中継交換機投資額＝信号用中継交換機ユニット数 ×信号用中継交換機リンク数 +信号用中継交換機リンク数 ×信号用中継交換機リンク数当たり単価</p>
空調設備	<p>1 交換機設置局の空調設備の設備量の算定 局ごとに次の(1)から(4)までにより求めた設置台数の合計を、当該局の空調設備の設置台数とする。この場合において、各項ごとに、投資額が最低となるように空調設備の種別を選択し、種別ごとにそれぞれの設置台数の合計を算定する。</p> <p>(1) 当該局に設置される加入者交換機、局設置速隔収容装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、クロック供給装置及び加入者系半固定バス伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの</p> <p>(2) 当該局に設置される伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、クロック供給装置及び中間中継伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの</p> <p>(3) 当該局に設置される中継交換機、信号用中継交換機及びクロック供給装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの</p> <p>(4) 当該局に設置される総合監視及び試験受付の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 速隔収容装置設置局(RT-BOXの場合を除く。)の空調設備の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたものを、当該局の空調設備の設置台数とする。</p> <p>3 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した台数を用いて種別ごと空調設備投資額を求め、その合計を当該局の空調設備投資額とし、すべての局の空調設備投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。 種別ごと空調設備投資額＝当該種別空調設備設置台数 ×当該種別空調設備1台当たり単価</p>



局ごと直流変換電源装置投資額＝直流変換電源装置架数 ×直流変換電源装置架当たり単価	局ごと直流変換電源装置投資額＝直流変換電源装置架数 ×直流変換電源装置架当たり単価
<p>電力設備（交流無停電電源装置）</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流100Vを要する設備（加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置）の交流100V所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧0.1kVを乗じたものを、当該局の交流100V所要容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備（監視装置（総合監視））の交流200V所要電流の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200V所要容量とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した所要容量から、それぞれの種別ごとの交流無停電電源装置規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。交流無停電電源装置（100V）台数及び交流無停電電源装置（200V）台数とする。この場合において、投資額が最低となるように交流無停電電源装置の種別を選択する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い、種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、その合計を当該局の交流無停電電源装置投資額とし、すべての局の交流無停電電源装置投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと交流無停電電源装置投資額＝当該種別交流無停電電源装置台数 ×当該種別交流無停電電源装置単価</p>	<p>電力設備（交流無停電電源装置）</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流100Vを要する設備（加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置）の交流100V所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧0.1kVを乗じたものを、当該局の交流100V所要容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備（監視装置（総合監視））の交流200V所要電流の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200V所要容量とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した所要容量から、それぞれの種別ごとの交流無停電電源装置規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。交流無停電電源装置（100V）台数及び交流無停電電源装置（200V）台数とする。この場合において、投資額が最低となるように交流無停電電源装置の種別を選択する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い、種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、その合計を当該局の交流無停電電源装置投資額とし、すべての局の交流無停電電源装置投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと交流無停電電源装置投資額＝当該種別交流無停電電源装置台数 ×当該種別交流無停電電源装置単価</p>
<p>電力設備（蓄電池）</p> <p>1 交換機設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、交換機設置局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、加入者交換機関連設備用整流装置及び中継交換機関連設備用整流装置の別に整流装置用蓄電池容量を算定する。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>2 遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。を当該局舎の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、すべての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額＝当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価</p>	<p>電力設備（蓄電池）</p> <p>1 交換機設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、交換機設置局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、加入者交換機関連設備用整流装置及び中継交換機関連設備用整流装置の別に整流装置用蓄電池容量を算定する。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>2 遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。を当該局舎の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、すべての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額＝当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価</p>
<p>電力設備（受電装置）</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置受電容量とする。</p>	<p>電力設備（受電装置）</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置受電容量とする。</p>



ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置1台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数を乗じたもの

イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機1台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、加入者交換機台数を乗じたもの

ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機1台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたもの

エ 伝送装置の種類ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算出し、全種類の面積を合計したもの

オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの

カ 衛星通信設備のTDM A装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの

キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの

ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの

ク 海底中間中継伝送装置給電装置に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの

コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機1台当たり収容リンク数を信号用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に信号用中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたもの

カ 主配線盤収容回線数に主配線盤予備率分を加算したものを、10,000で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に10,000端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの

シ 当該局に帰属する主配線盤収容装置数(当該局に帰属する遠隔収容装置設置局に帰属する主配線盤収容装置数を含む。)に主配線盤遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者系半固定バス伝送装置単位面積を乗じたもの

ス 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの

セ 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの

ソ 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの

タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計

チ 次の(ア)から(エ)までの中で最大のもの(更改のための面積を確保)

(ア) 局設置遠隔収容装置1台当たり所要面積

(イ) 加入者交換機1台当たり所要面積

(ウ) 中継交換機1台当たり所要面積

(エ) 信号用中継交換機1台当たり所要面積

ツ 伝送装置の種類別の1アイランド当たり所要面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。

(2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。

ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計

イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの

ウ 交流無停電電源装置種類ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計

ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置1台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数を乗じたもの

イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機1台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、加入者交換機台数を乗じたもの

ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機1台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたもの

エ 伝送装置の種類ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算出し、全種類の面積を合計したもの

オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの

カ 衛星通信設備のTDM A装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの

キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの

ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの

ク 海底中間中継伝送装置給電装置に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの

コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機1台当たり収容リンク数を信号用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に信号用中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたもの

カ 主配線盤収容回線数に主配線盤予備率分を加算したものを、10,000で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に10,000端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの

シ 当該局に帰属する主配線盤収容装置数(当該局に帰属する遠隔収容装置設置局に帰属する主配線盤収容装置数を含む。)に主配線盤遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者系半固定バス伝送装置単位面積を乗じたもの

ス 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの

セ 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの

ソ 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの

タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計

チ 次の(ア)から(エ)までの中で最大のもの(更改のための面積を確保)

(ア) 局設置遠隔収容装置1台当たり所要面積

(イ) 加入者交換機1台当たり所要面積

(ウ) 中継交換機1台当たり所要面積

(エ) 信号用中継交換機1台当たり所要面積

ツ 伝送装置の種類別の1アイランド当たり所要面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。

(2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。

ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計

イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの

ウ 交流無停電電源装置種類ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計

<p>蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計  受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計  発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計  小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計  整流装置1台分の面積、局内の最大容量の整流無停電電源装置1台分の面積、1系  統に蓄電池が1組だけ設置されている場合の整流無停電電源装置の蓄電  池1組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更新面積を乗じたもの  合計又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計（更改のための面積を確保）  (3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該  局の空調設備面積とする。  (4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。  (5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積  の合計に、1から建物付帯設備付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数  で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。  (6) (1)から(5)までで算定したネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面  積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。  2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定  RT-BOX数を1とする。  3 投資額の算定  局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積又はRT-BOX単価を  用い局ごとと機械室建物投資額を求め、すべての局の局ごとと機械室建物投資額を合算し、機械  室建物投資額を算定する。  局ごとと機械室建物投資額＝機械室建物面積×機械室建物建設単価  又は、  局ごとと機械室建物投資額＝RT-BOX単価</p>	<p>蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計  受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計  発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計  小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計  整流装置1台分の面積、局内の最大容量の整流無停電電源装置1台分の面積、1系  統に蓄電池が1組だけ設置されている場合の整流無停電電源装置の蓄電  池1組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更新面積を乗じたもの  合計又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計（更改のための面積を確保）  (3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該  局の空調設備面積とする。  (4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。  (5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積  の合計に、1から建物付帯設備付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数  で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。  (6) (1)から(5)までで算定したネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面  積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。  2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定  RT-BOX数を1とする。  3 投資額の算定  局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積又はRT-BOX単価を  用い局ごとと機械室建物投資額を求め、すべての局の局ごとと機械室建物投資額を合算し、機械  室建物投資額を算定する。  局ごとと機械室建物投資額＝機械室建物面積×機械室建物建設単価  又は、  局ごとと機械室建物投資額＝RT-BOX単価</p>
<p>交換設置局の機械室土地の設備量の算定  局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積と  する。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階層容積率で  除したものを、当該局の機械室土地面積とする。  2 遠隔収容装置設置局の機械室土地の設備量の算定  局ごとに、次の手順で算定を行う。  (1) 当該局がRT-BOX、無線併設局、無線単独局及び衛星通信地球局以外の場合、次  の手順で算定を行う。この場合において、当該局が複数階層であるか平屋局であるか  については、空調設備、機械室建物及び機械室土地の資本コスト（減価償却費、自己資本  費用、他人資本費用、利益対応税、通信設備使用料、固定資産税）及び保守コスト（施  設保全費、道路占用料、撤去費用）の合計を比較し決定する。  ア 当該局が複数階層の場合、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該  局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室  建物面積を複数階層容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。  イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものと及び駐車スベ  ース等土地面積の合計を、当該局の機械室土地面積とする。  (2) 当該局がRT-BOXの場合、RT-BOX土地面積を、当該局の機械室土地面積とす  る。  3 投資額の算定  局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積を用い局ごとと機械室土地  投資額を求め、すべての局の局ごとと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算定す  る。  局ごとと機械室建物投資額＝機械室土地面積  ×（固定資産評価額÷土地単価時価修正係数）  ×土地単価時点修正係数</p>	<p>機械室土地  交換設置局の機械室土地の設備量の算定  局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積と  する。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階層容積率で  除したものを、当該局の機械室土地面積とする。  2 遠隔収容装置設置局の機械室土地の設備量の算定  局ごとに、次の手順で算定を行う。  (1) 当該局がRT-BOX、無線併設局、無線単独局及び衛星通信地球局以外の場合、次  の手順で算定を行う。この場合において、当該局が複数階層であるか平屋局であるか  については、空調設備、機械室建物及び機械室土地の資本コスト（減価償却費、自己資本  費用、他人資本費用、利益対応税、通信設備使用料、固定資産税）及び保守コスト（施  設保全費、道路占用料、撤去費用）の合計を比較し決定する。  ア 当該局が複数階層の場合、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該  局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室  建物面積を複数階層容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。  イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものと及び駐車スベ  ース等土地面積の合計を、当該局の機械室土地面積とする。  (2) 当該局がRT-BOXの場合、RT-BOX土地面積を、当該局の機械室土地面積とす  る。  3 投資額の算定  局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積を用い局ごとと機械室土地  投資額を求め、すべての局の局ごとと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算定す  る。  局ごとと機械室建物投資額＝機械室土地面積  ×（固定資産評価額÷土地単価時価修正係数）  ×土地単価時点修正係数</p>

監視設備（総合監視）	監視設備（総合監視）投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×監視設備（総合監視）対投資額比率 （ネットワーク設備とは、別表第1の1に規定する設備区分に係る設備並びに別表第1の2に規定する附属設備のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。）
監視設備（加入者交換機）	監視設備（加入者交換機）投資額 ＝（加入者交換機投資額＋消防警察トランク投資額＋警察消防用回線集約装置投資額） ×監視設備（加入者交換機）対投資額比率
監視設備（中継交換機）	監視設備（中継交換機）投資額＝中継交換機投資額 ×監視設備（中継交換機）対投資額比率
監視設備（伝送無線機械）	監視設備（伝送無線機械）投資額＝（伝送装置投資額 ＋中間中継伝送装置投資額＋無線伝送装置投資額 ＋無線アンテナ投資額＋無線鉄塔投資額 ＋衛星通信設備投資額） ×監視設備（伝送無線機械）対投資額比率
監視設備（市外線路）	監視設備（市外線路）投資額＝市外線路投資額（中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底 中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計） ×監視設備（市外線路）対投資額比率
監視設備（市内線路）	監視設備（市内線路）投資額＝市内線路投資額（加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加 入系電柱の投資額の合計） ×監視設備（市内線路）対投資額比率
共用建物	共用建物投資額＝機械室建物投資額×共用建物対投資額比率
共用土地	共用土地投資額＝機械室土地投資額×共用土地対投資額比率
構築物	構築物投資額＝（機械室建物投資額＋共用建物投資額） ×構築物対投資額比率
機械及び装置	機械及び装置投資額＝ネットワーク設備投資額合計×機械及び装置対投資額比率
車両	車両投資額＝ネットワーク設備投資額合計×車両対投資額比率
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×工具、器具及び備品対投資額比率
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	無形固定資産（交換機ソフトウェア）投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×無形固定資産（交換機ソフトウェア）対投資額比率
無形固定資産（その他の無形固定資産）	無形固定資産（その他の無形固定資産）投資額＝ネットワーク設備投資額合計×無形固定資 産（その他の無形固定資産）対投資額比率

監視設備（総合監視）	監視設備（総合監視）投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×監視設備（総合監視）対投資額比率 （ネットワーク設備とは、別表第1の1に規定する設備区分に係る設備並びに別表第1の2に規定する附属設備のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。）
監視設備（加入者交換機）	監視設備（加入者交換機）投資額 ＝（加入者交換機投資額＋消防警察トランク投資額＋警察消防用回線集約装置投資額） ×監視設備（加入者交換機）対投資額比率
監視設備（中継交換機）	監視設備（中継交換機）投資額＝中継交換機投資額 ×監視設備（中継交換機）対投資額比率
監視設備（伝送無線機械）	監視設備（伝送無線機械）投資額＝（伝送装置投資額 ＋中間中継伝送装置投資額＋無線伝送装置投資額 ＋無線アンテナ投資額＋無線鉄塔投資額 ＋衛星通信設備投資額） ×監視設備（伝送無線機械）対投資額比率
監視設備（市外線路）	監視設備（市外線路）投資額＝市外線路投資額（中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底 中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計） ×監視設備（市外線路）対投資額比率
監視設備（市内線路）	監視設備（市内線路）投資額＝市内線路投資額（加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加 入系電柱の投資額の合計） ×監視設備（市内線路）対投資額比率
共用建物	共用建物投資額＝機械室建物投資額×共用建物対投資額比率
共用土地	共用土地投資額＝機械室土地投資額×共用土地対投資額比率
構築物	構築物投資額＝（機械室建物投資額＋共用建物投資額） ×構築物対投資額比率
機械及び装置	機械及び装置投資額＝ネットワーク設備投資額合計×機械及び装置対投資額比率
車両	車両投資額＝ネットワーク設備投資額合計×車両対投資額比率
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×工具、器具及び備品対投資額比率
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	無形固定資産（交換機ソフトウェア）投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×無形固定資産（交換機ソフトウェア）対投資額比率
無形固定資産（その他の無形固定資産）	無形固定資産（その他の無形固定資産）投資額＝ネットワーク設備投資額合計×無形固定資 産（その他の無形固定資産）対投資額比率





加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	k m
配線回線予備率	0.026	—
加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—
メタルケーブル(小) 最大伝送距離	2	k m
メタルケーブル(中) 最大伝送距離	4	k m
メタルケーブル(大) 最大伝送距離	7	k m
メタルケーブル(小) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル(中) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル(大) 最大規格対数 (架空)	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心
加入系光ケーブル最大規格心数 (架空)	200	心
メタルケーブル(小) 径(1)	11	mm
メタルケーブル(小) 径(2)	11	mm
メタルケーブル(小) 径(3)	12	mm
メタルケーブル(小) 径(4)	14	mm
メタルケーブル(小) 径(5)	16	mm
メタルケーブル(小) 径(6)	19	mm
メタルケーブル(小) 径(7)	23	mm
メタルケーブル(小) 径(8)	30	mm
メタルケーブル(小) 径(9)	35	mm
メタルケーブル(小) 径(10)	39	mm
メタルケーブル(小) 径(11)	43	mm
メタルケーブル(小) 径(12)	47	mm
メタルケーブル(小) 径(13)	50	mm
メタルケーブル(小) 径(14)	53	mm
メタルケーブル(小) 径(15)	56	mm
メタルケーブル(小) 径(16)	59	mm
メタルケーブル(小) 径(17)	63	mm
メタルケーブル(小) 径(18)	70	mm
メタルケーブル(中) 径(1)	13	mm
メタルケーブル(中) 径(2)	14	mm
メタルケーブル(中) 径(3)	16	mm
メタルケーブル(中) 径(4)	18	mm
メタルケーブル(中) 径(5)	21	mm
メタルケーブル(中) 径(6)	28	mm

加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	k m
配線回線予備率	0.026	—
加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—
メタルケーブル(小) 最大伝送距離	2	k m
メタルケーブル(中) 最大伝送距離	4	k m
メタルケーブル(大) 最大伝送距離	7	k m
メタルケーブル(小) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル(中) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル(大) 最大規格対数 (架空)	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心
加入系光ケーブル最大規格心数 (架空)	200	心
メタルケーブル(小) 径(1)	11	mm
メタルケーブル(小) 径(2)	11	mm
メタルケーブル(小) 径(3)	12	mm
メタルケーブル(小) 径(4)	14	mm
メタルケーブル(小) 径(5)	16	mm
メタルケーブル(小) 径(6)	19	mm
メタルケーブル(小) 径(7)	23	mm
メタルケーブル(小) 径(8)	30	mm
メタルケーブル(小) 径(9)	35	mm
メタルケーブル(小) 径(10)	39	mm
メタルケーブル(小) 径(11)	43	mm
メタルケーブル(小) 径(12)	47	mm
メタルケーブル(小) 径(13)	50	mm
メタルケーブル(小) 径(14)	53	mm
メタルケーブル(小) 径(15)	56	mm
メタルケーブル(小) 径(16)	59	mm
メタルケーブル(小) 径(17)	63	mm
メタルケーブル(小) 径(18)	70	mm
メタルケーブル(中) 径(1)	13	mm
メタルケーブル(中) 径(2)	14	mm
メタルケーブル(中) 径(3)	16	mm
メタルケーブル(中) 径(4)	18	mm
メタルケーブル(中) 径(5)	21	mm
メタルケーブル(中) 径(6)	28	mm

メタルケーブ ル(中)径(7)	33	mm
メタルケーブ ル(中)径(8)	44	mm
メタルケーブ ル(中)径(9)	53	mm
メタルケーブ ル(中)径(10)	60	mm
メタルケーブ ル(中)径(11)	67	mm
メタルケーブ ル(中)径(12)	70	mm
メタルケーブ ル(大)径(1)	14	mm
メタルケーブ ル(大)径(2)	18	mm
メタルケーブ ル(大)径(3)	23	mm
メタルケーブ ル(大)径(4)	27	mm
メタルケーブ ル(大)径(5)	34	mm
メタルケーブ ル(大)径(6)	38	mm
メタルケーブ ル(大)径(7)	43	mm
メタルケーブ ル(大)径(8)	59	mm
メタルケーブ ル(大)径(9)	70	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(1)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(2)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(3)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(4)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(5)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(6)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(7)	13	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(8)	13	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(9)	15	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(10)	15	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(11)	17	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(12)	19	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(13)	19	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(14)	23	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(15)	23	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(16)	23	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(17)	30	mm
インナーパイプ 径(外径)(1)	27	mm
インナーパイプ 径(外径)(2)	36	mm
インナーパイプ 径(外径)(3)	47	mm
インナーパイプ 径(外径)(4)	56	mm
インナーパイプ 径(内径)(1)	14	mm
インナーパイプ 径(内径)(2)	23	mm
インナーパイプ 径(内径)(3)	32	mm
インナーパイプ 径(内径)(4)	40	mm
インナーパイプ 径(空径)(1)	42	mm
インナーパイプ 径(空径)(2)	33	mm
インナーパイプ 径(空径)(3)	22	mm
インナーパイプ 径(空径)(4)	13	mm
予備管路あたり 最大管路数	15	条
き線点速隔収容 装置最大収容電 話回線数	512	回線
き線点速隔収容 装置最大収容低 速専用回線数	23	回線
き線点速隔収容 装置最大収容高 速メタル専用 回線数	3	回線
き線点速隔収容 装置当たり必要 心数	4	心
き線点速隔収容 装置配線最大 長	7	km
き線点速隔収容 装置設置最小 回線数	400	回線

メタルケーブ ル(中)径(7)	33	mm
メタルケーブ ル(中)径(8)	44	mm
メタルケーブ ル(中)径(9)	53	mm
メタルケーブ ル(中)径(10)	60	mm
メタルケーブ ル(中)径(11)	67	mm
メタルケーブ ル(中)径(12)	70	mm
メタルケーブ ル(大)径(1)	14	mm
メタルケーブ ル(大)径(2)	18	mm
メタルケーブ ル(大)径(3)	23	mm
メタルケーブ ル(大)径(4)	27	mm
メタルケーブ ル(大)径(5)	34	mm
メタルケーブ ル(大)径(6)	38	mm
メタルケーブ ル(大)径(7)	43	mm
メタルケーブ ル(大)径(8)	59	mm
メタルケーブ ル(大)径(9)	70	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(1)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(2)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(3)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(4)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(5)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(6)	11	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(7)	13	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(8)	13	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(9)	15	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(10)	15	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(11)	17	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(12)	19	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(13)	19	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(14)	23	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(15)	23	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(16)	23	mm
加入系光ファイバ ケーブ ル径(17)	30	mm
インナーパイプ 径(外径)(1)	27	mm
インナーパイプ 径(外径)(2)	36	mm
インナーパイプ 径(外径)(3)	47	mm
インナーパイプ 径(外径)(4)	56	mm
インナーパイプ 径(内径)(1)	14	mm
インナーパイプ 径(内径)(2)	23	mm
インナーパイプ 径(内径)(3)	32	mm
インナーパイプ 径(内径)(4)	40	mm
インナーパイプ 径(空径)(1)	42	mm
インナーパイプ 径(空径)(2)	33	mm
インナーパイプ 径(空径)(3)	22	mm
インナーパイプ 径(空径)(4)	13	mm
予備管路あたり 最大管路数	15	条
き線点速隔収容 装置最大収容電 話回線数	512	回線
き線点速隔収容 装置最大収容低 速専用回線数	23	回線
き線点速隔収容 装置最大収容高 速メタル専用 回線数	3	回線
き線点速隔収容 装置当たり必要 心数	4	心
き線点速隔収容 装置配線最大 長	7	km
き線点速隔収容 装置設置最小 回線数	400	回線

き線点遠隔収容装置収容率	0.965	
き線回線予備率	0.116	
配線光子備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	-0.0000007	
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	
引込ビル数算定式定数	0	
き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	<u>10,000,000</u>	円
き線管路総延長	<u>148,289</u>	k m
自治体管路総延長	38	k m
電線共同溝総延長	<u>1,268</u>	k m
情報ボックス総延長	<u>6,967</u>	k m
配線自治体管路適用率	0.02275	
配線電線共同溝適用率	0.10725	
配線情報ボックス適用率	0	
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	
時間帯パラメータ (アナログ電話)	1	
時間帯パラメータ (総合デジタル通信サービス)	1	
時間帯パラメータ (PHS)	1	
呼完了率 (アナログ電話)	0.7	
呼完了率 (総合デジタル通信網サービス)	0.7	
呼完了率 (PHS)	0.7	
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁忙時呼量	53,600	BHE
加入者交換機最大処理最繁忙時総呼数	800,000	BHCA
加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M or 2M
リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機当たり最大リンク数	511	リンク/S T P
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク/S T P 対
信号用中継交換機対当たり処理信号数	64,386	信号数/S T P 対
加入者交換機/局設置遠隔収容装置判別値	<u>12,000</u>	回線
同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	<u>12,000</u>	回線
電話遠隔収容装置 (小) 最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置 (大) 最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置 (小) 使用最大回線数	0	回線
専用6Mパス収容回線数 (低速)	96	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数 (高速メタル)	48	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数 (高速光)	4	回線/6Mパス
総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数	48	回線/6Mパス
クロック供給装置-1S架当たり最大クロック分配数	120	クロック数/架
クロック供給装置-1G基本架当たり最大クロック分配数	400	クロック数/架
クロック供給装置-1S架収容率 (遠隔収容装置設置局)	0.8	
クロック供給装置-1G架収容率 (加入者交換機設置局)	0.8	
クロック供給装置-1G架収容率 (中継交換機設置局)	0.8	
中間中継伝送装置平均距離 (52M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (156M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (600M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (10G)	<u>30</u>	k m

き線点遠隔収容装置収容率	0.965	
き線回線予備率	0.116	
配線光子備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	-0.0000007	
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	
引込ビル数算定式定数	0	
き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	<u>5,000,000</u>	円
き線管路総延長	<u>144,148</u>	k m
自治体管路総延長	38	k m
電線共同溝総延長	<u>1,176</u>	k m
情報ボックス総延長	<u>6,888</u>	k m
配線自治体管路適用率	0.02275	
配線電線共同溝適用率	0.10725	
配線情報ボックス適用率	0	
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	
時間帯パラメータ (アナログ電話)	1	
時間帯パラメータ (総合デジタル通信サービス)	1	
時間帯パラメータ (PHS)	1	
呼完了率 (アナログ電話)	0.7	
呼完了率 (総合デジタル通信網サービス)	0.7	
呼完了率 (PHS)	0.7	
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁忙時呼量	53,600	BHE
加入者交換機最大処理最繁忙時総呼数	800,000	BHCA
加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M or 2M
リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機当たり最大リンク数	511	リンク/S T P
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク/S T P 対
信号用中継交換機対当たり処理信号数	64,386	信号数/S T P 対
加入者交換機/局設置遠隔収容装置判別値	<u>10,000</u>	回線
同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	<u>10,000</u>	回線
電話遠隔収容装置 (小) 最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置 (大) 最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置 (小) 使用最大回線数	0	回線
専用6Mパス収容回線数 (低速)	96	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数 (高速メタル)	48	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数 (高速光)	4	回線/6Mパス
総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数	48	回線/6Mパス
クロック供給装置-1S架当たり最大クロック分配数	120	クロック数/架
クロック供給装置-1G基本架当たり最大クロック分配数	400	クロック数/架
クロック供給装置-1S架収容率 (遠隔収容装置設置局)	0.8	
クロック供給装置-1G架収容率 (加入者交換機設置局)	0.8	
クロック供給装置-1G架収容率 (中継交換機設置局)	0.8	
中間中継伝送装置平均距離 (52M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (156M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (600M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	k m

加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフューエース装置最大搭載数	6	IF/台
加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフューエース装置最大搭載数	16	sys (RSBMM-F) / IF
加入者系半固定バス伝送装置インタフューエース装置最大搭載数	1,792	回線/IF
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフューエース装置最大搭載数	2	IF/台
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフューエース装置最大搭載数	8	sys (A/I/L) / IF
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	16	sys/装置
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	4	装置/台
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64kチャネル/ユニット
中継交換機最大処理最繁忙呼量	53,600	BHE/ユニット
中継交換機最大処理最繁忙総呼数	800,000	BHCA/ユニット
中継交換機低速バス	8M	1.5M or 8M
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数/管路
チャネル切上単位 (1.5M)	24	-
チャネル切上単位 (2M)	30	-
チャネル切上単位 (6M)	96	-
チャネル切上単位 (8M)	120	-
チャネル切上単位 (52M)	672	-
収容52Mバス数 (156M)	3	-
収容52Mバス数 (600M)	12	-
収容52Mバス数 (2.4G)	48	-
収容52Mバス数 (10G)	192	-
インタフューエース当たりハイウェイ数 (1.5M)	4	HW/IF
インタフューエース当たりハイウェイ数 (6M)	2	HW/IF
インタフューエース当たりハイウェイ数 (2M)	8	HW/IF
インタフューエース当たりハイウェイ数 (8M)	2	HW/IF
ユニット当たり局間インタフューエース数 (多重変換装置 52M)	3	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフューエース数 (多重変換装置 156M)	1	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフューエース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフューエース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	1	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフューエース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	1	システム/ユニット
クロスコネクタ装置ユニット当たり52Mバス数	18	52Mバス/ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数 (1架構成)	1	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数 (複数架構成)	2	ユニット/架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数	4	基本架/接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数	2	架

加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフューエース装置最大搭載数	6	IF/台
加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフューエース装置最大搭載数	16	sys (RSBMM-F) / IF
加入者系半固定バス伝送装置インタフューエース装置最大搭載数	1,792	回線/IF
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフューエース装置最大搭載数	2	IF/台
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフューエース装置最大搭載数	8	sys (A/I/L) / IF
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	16	sys/装置
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	4	装置/台
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64kチャネル/ユニット
中継交換機最大処理最繁忙呼量	53,600	BHE/ユニット
中継交換機最大処理最繁忙総呼数	800,000	BHCA/ユニット
中継交換機低速バス	8M	1.5M or 8M
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数/管路
チャネル切上単位 (1.5M)	24	-
チャネル切上単位 (2M)	30	-
チャネル切上単位 (6M)	96	-
チャネル切上単位 (8M)	120	-
チャネル切上単位 (52M)	672	-
収容52Mバス数 (156M)	3	-
収容52Mバス数 (600M)	12	-
収容52Mバス数 (2.4G)	48	-
インタフューエース当たりハイウェイ数 (1.5M)	4	HW/IF
インタフューエース当たりハイウェイ数 (6M)	2	HW/IF
インタフューエース当たりハイウェイ数 (2M)	8	HW/IF
インタフューエース当たりハイウェイ数 (8M)	2	HW/IF
ユニット当たり局間インタフューエース数 (多重変換装置 52M)	3	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフューエース数 (多重変換装置 156M)	1	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフューエース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフューエース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	1	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフューエース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	1	システム/ユニット
クロスコネクタ装置ユニット当たり52Mバス数	18	52Mバス/ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数 (1架構成)	1	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数 (複数架構成)	2	ユニット/架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数	4	基本架/接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数	2	架

クロスコネクタ装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数	2	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置スイッチユニット当たり増設リンク数	16	J I F / S S W U n i t
架当たり回線数 (主配線盤)	150,000	回線 / 架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架大)	2,000	心線 / 架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小1)	128	心線 / 架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小2)	256	心線 / 架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架中)	389	心線 / 架
架当たり台数 (電話遠隔収容装置小)	1	台 / 架
架当たり台数 (電話遠隔収容装置大)	0.5	台 / 架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 52M)	30	台 / 架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 156M)	16	台 / 架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 600M)	8	台 / 架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 2.4G)	4	台 / 架
架当たりユニット数 (多重変換装置)	5	ユニット / 架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 156M)	2	ユニット / 架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 600M)	3	ユニット / 架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	1	ユニット / 架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 600M)	4	ユニット / 架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	2	ユニット / 架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 10G)	6	ユニット / 架
架当たり 52M インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	24	52M I F / 架
架当たり 52M インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	36	52M I F / 架
架当たり 52M インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	48	52M I F / 架
架当たり 156M インタフェース数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	4	156M I F / 架
架当たり 156M インタフェース数 (分岐挿入伝送装置 10G)	384	156M I F / 架
局間インタフェース数 (多重変換装置 52M)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (多重変換装置 156M)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (電話遠隔収容装置小)	4	心線 / ユニット
局間インタフェース数 (電話遠隔収容装置大)	4	心線 / ユニット
局間インタフェース数 (第二種総合デジタル通信サービス)	4	心線 / き線点遠隔収容装置
局間インタフェース数 (高速光専用線)	2	心線 / 回線
局間インタフェース数 (分岐挿入伝送装置 600M)	4	心線 / 回線
局間インタフェース数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (分岐挿入伝送装置 10G)	4	心線 / I F
主配線盤回線収容率	0.965	-
光ケーブル成端架収容率	0.965	-
電話遠隔収容装置回線収容率	0.965	-
加入者交換機回線収容率	0.965	-
電話遠隔収容装置集線率	8	-

クロスコネクタ装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数	2	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置スイッチユニット当たり増設リンク数	16	J I F / S S W U n i t
架当たり回線数 (主配線盤)	150,000	回線 / 架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架大)	2,000	心線 / 架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小1)	128	心線 / 架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小2)	256	心線 / 架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架中)	389	心線 / 架
架当たり台数 (電話遠隔収容装置小)	1	台 / 架
架当たり台数 (電話遠隔収容装置大)	0.5	台 / 架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 52M)	30	台 / 架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 156M)	16	台 / 架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 600M)	8	台 / 架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 2.4G)	4	台 / 架
架当たりユニット数 (多重変換装置)	5	ユニット / 架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 156M)	2	ユニット / 架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 600M)	3	ユニット / 架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	1	ユニット / 架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 600M)	4	ユニット / 架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	2	ユニット / 架
架当たり 52M インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	24	52M I F / 架
架当たり 52M インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	36	52M I F / 架
架当たり 52M インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	48	52M I F / 架
架当たり 52M インタフェース数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	12	52M I F / 架
局間インタフェース数 (多重変換装置 52M)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (多重変換装置 156M)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (電話遠隔収容装置小)	4	心線 / ユニット
局間インタフェース数 (電話遠隔収容装置大)	4	心線 / ユニット
局間インタフェース数 (第二種総合デジタル通信サービス)	4	心線 / き線点遠隔収容装置
局間インタフェース数 (高速光専用線)	2	心線 / 回線
局間インタフェース数 (分岐挿入伝送装置 600M)	4	心線 / I F
局間インタフェース数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	4	心線 / I F
主配線盤回線収容率	0.965	-
光ケーブル成端架収容率	0.965	-
電話遠隔収容装置回線収容率	0.965	-
加入者交換機回線収容率	0.965	-
電話遠隔収容装置集線率	8	-

伝送装置収容率	0.8	—
伝送装置共用比率 (ATM系、ADSL地域IP)	1	—
伝送装置共用比率 (光地域IP)	0	—
中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mバス単位	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (156M)	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (600M)	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (2.4G)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (52M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (156M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (600M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (2.4G)	0.8	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 52Mバス数	1	52Mバス/ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容 52Mバス数	1	52Mバス/ユニット
架当たりユニット数 (無線送受信装置)	5	ユニット/架
クロック供給装置 - 1S架収容率 (無線単独局)	0.8	—
ルート当たりアテナ数	3	個
最大アテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効率低下係数 (遠隔収容装置)	1	—
混在収容時効率低下係数 (加入者交換機)	1	—
海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム
海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線/トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架

伝送装置収容率	0.8	—
伝送装置共用比率 (ATM系、ADSL地域IP)	1	—
伝送装置共用比率 (光地域IP)	0	—
中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mバス単位	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (156M)	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (600M)	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (2.4G)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (52M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (156M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (600M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (2.4G)	0.8	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 52Mバス数	1	52Mバス/ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容 52Mバス数	1	52Mバス/ユニット
架当たりユニット数 (無線送受信装置)	5	ユニット/架
クロック供給装置 - 1S架収容率 (無線単独局)	0.8	—
ルート当たりアテナ数	3	個
最大アテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効率低下係数 (遠隔収容装置)	1	—
混在収容時効率低下係数 (加入者交換機)	1	—
海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム
海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線/トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架

加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54	—
中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165	—
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m <sup>2</sup>
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m <sup>2</sup>
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数	167	KBHCA
加入者交換機AC電流	3	A/台
加入者交換機基本部面積	21.08	m <sup>2</sup>
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m <sup>2</sup>
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A/台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャネル数	3,250	チャネル
中継交換機AC電流	3	A/台
中継交換機基本部面積	14.33	m <sup>2</sup>
中継交換機収容架単位面積	1.62	m <sup>2</sup> /架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャネル数	3,250	チャネル
多重交換装置基本部電流	61.4	A/架
多重交換装置ユニット電流	0	A/ユニット
多重交換装置面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
多重交換装置1アイランド最大架数	1	架
クロスコネクタ装置1基本架電流	40.3	A/架
クロスコネクタ装置1増設架基本部電流	38.2	A/架
クロスコネクタ装置1ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクタ装置1架面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
クロスコネクタ装置1アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置156M基本部電流	40.5	A/架
高速終端中継伝送装置156Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置156M架面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
高速終端中継伝送装置156M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置600M基本部電流	47.9	A/架
高速終端中継伝送装置600Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置600M架面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
高速終端中継伝送装置600M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置2.4G基本部電流	24.1	A/台
高速終端中継伝送装置2.4Gユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置2.4G架面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
高速終端中継伝送装置2.4G1アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置600M基本部電流	1	A/台
分岐挿入伝送装置600Mユニット電流	6.1	A/ユニット
分岐挿入伝送装置600M架面積	2.5	m <sup>2</sup> /架
分岐挿入伝送装置600M1アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置2.4G基本部電流	6.2	A/台
分岐挿入伝送装置2.4Gユニット電流	4	A/ユニット
分岐挿入伝送装置2.4G架面積	1.08	m <sup>2</sup> /架

加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54	—
中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165	—
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m <sup>2</sup>
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m <sup>2</sup>
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数	167	KBHCA
加入者交換機AC電流	3	A/台
加入者交換機基本部面積	21.08	m <sup>2</sup>
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m <sup>2</sup>
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A/台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャネル数	3,250	チャネル
中継交換機AC電流	3	A/台
中継交換機基本部面積	14.33	m <sup>2</sup>
中継交換機収容架単位面積	1.62	m <sup>2</sup> /架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャネル数	3,250	チャネル
多重交換装置基本部電流	61.4	A/架
多重交換装置ユニット電流	0	A/ユニット
多重交換装置面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
多重交換装置1アイランド最大架数	1	架
クロスコネクタ装置1基本架電流	40.3	A/架
クロスコネクタ装置1増設架基本部電流	38.2	A/架
クロスコネクタ装置1ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクタ装置1架面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
クロスコネクタ装置1アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置156M基本部電流	40.5	A/架
高速終端中継伝送装置156Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置156M架面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
高速終端中継伝送装置156M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置600M基本部電流	47.9	A/架
高速終端中継伝送装置600Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置600M架面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
高速終端中継伝送装置600M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置2.4G基本部電流	24.1	A/台
高速終端中継伝送装置2.4Gユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置2.4G架面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
高速終端中継伝送装置2.4G1アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置600M基本部電流	1	A/台
分岐挿入伝送装置600Mユニット電流	6.1	A/ユニット
分岐挿入伝送装置600M架面積	2.5	m <sup>2</sup> /架
分岐挿入伝送装置600M1アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置2.4G基本部電流	6.2	A/台
分岐挿入伝送装置2.4Gユニット電流	4	A/ユニット
分岐挿入伝送装置2.4G架面積	1.08	m <sup>2</sup> /架

分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 10G 基本部電流	0	A/台
分岐挿入伝送装置 10G エユニット電流	12.1	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 10G 架面積	0.954	m <sup>2</sup> /架
分岐挿入伝送装置 10G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S 架単位電流	2	A/架
クロック供給装置 1 S 架面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
クロック供給装置 1 G 架単位電流	4	A/架
クロック供給装置 1 G 架面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置架面積	1.6	m <sup>2</sup> /架
信号用中継交換機基本部電流	105	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	35	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数 (48K換算)	52	リンク
交換機の端子収容率	0.965	—
1 万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定バス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定バス伝送装置単位電流最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定バス伝送装置架単位面積	1.6	m <sup>2</sup>
加入者系半固定バス伝送装置架単位面積最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(小1)	1	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小2)	2	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中)	389	端子
オペレーション設備 (総合監視) 設置局数	11	局
オペレーション設備 (試験受付) 設置局数	47	局
オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たり A C 電流	0.8	A/m <sup>2</sup>
オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たり A C 電流	0.8	A/m <sup>2</sup>
オペレーション設備 (総合監視) 面積	505	m <sup>2</sup>
オペレーション設備 (試験受付) 面積	432	m <sup>2</sup>
海底中間中継伝送装置用給電装置架単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup>
変復調回線切替装置架単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架単位面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
無線送受信装置架単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
地上鉄塔土地面積	144	m <sup>2</sup>

分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S 架単位電流	2	A/架
クロック供給装置 1 S 架面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
クロック供給装置 1 G 架単位電流	4	A/架
クロック供給装置 1 G 架面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置架面積	1.6	m <sup>2</sup> /架
信号用中継交換機基本部電流	105	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	35	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数 (48K換算)	52	リンク
交換機の端子収容率	0.965	—
1 万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定バス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定バス伝送装置単位電流最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定バス伝送装置架単位面積	1.6	m <sup>2</sup>
加入者系半固定バス伝送装置架単位面積最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(小1)	1	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小2)	2	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中)	389	端子
オペレーション設備 (総合監視) 設置局数	11	局
オペレーション設備 (試験受付) 設置局数	47	局
オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たり A C 電流	0.8	A/m <sup>2</sup>
オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たり A C 電流	0.8	A/m <sup>2</sup>
オペレーション設備 (総合監視) 面積	505	m <sup>2</sup>
オペレーション設備 (試験受付) 面積	432	m <sup>2</sup>
海底中間中継伝送装置用給電装置架単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup>
変復調回線切替装置架単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架単位面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
無線送受信装置架単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
地上鉄塔土地面積	144	m <sup>2</sup>



発熱量換算係数	860	kcal/kVA
空調1台当たりの能力(1)	30,000	kcal/台
空調1台当たりの能力(2)	13,050	kcal/台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	11.55	kVA
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.4	kVA
空調設備単位面積(1)	5	m <sup>2</sup>
空調設備単位面積(2)	2.2	m <sup>2</sup>
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個/架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m <sup>2</sup> /架
整流装置増設架面積	2	m <sup>2</sup> /架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A/回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A/架
直流変換電源装置単位面積	5	m <sup>2</sup> /架
入力変換効率	0.85	—
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	kVA
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(4)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(7)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(9)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(13)	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(14)	20	m <sup>2</sup>

発熱量換算係数	860	kcal/kVA
空調1台当たりの能力(1)	30,000	kcal/台
空調1台当たりの能力(2)	13,050	kcal/台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	11.55	kVA
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.4	kVA
空調設備単位面積(1)	5	m <sup>2</sup>
空調設備単位面積(2)	2.2	m <sup>2</sup>
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個/架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m <sup>2</sup> /架
整流装置増設架面積	2	m <sup>2</sup> /架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A/回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A/架
直流変換電源装置単位面積	5	m <sup>2</sup> /架
入力変換効率	0.85	—
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	kVA
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(4)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(7)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(9)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(13)	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(14)	20	m <sup>2</sup>



交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(1)	200	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(2)	300	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(1)	13	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(2)	16	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(3)	22	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(4)	22	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(5)	31	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(6)	38	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(7)	49	m <sup>2</sup>
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7	—
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8	—
建物付帯設備面積付加係数 (平屋局舎)	0.9	—
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量 (複数階局舎)	0.01	kVA/m <sup>2</sup>
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量 (平屋局舎)	0.01	kVA/m <sup>2</sup>
単位面積当たりの建物付帯設備発電力容量 (交換機設置局)	0.01	kVA/m <sup>2</sup>
受電装置規定容量(1)	100	kVA
受電装置規定容量(2)	200	kVA
受電装置規定容量(3)	300	kVA
受電装置規定容量(4)	500	kVA
受電装置規定容量(5)	750	kVA
受電装置規定容量(6)	1,000	kVA
受電装置規定容量(7)	1,500	kVA
受電装置規定容量(8)	2,000	kVA
受電装置規定容量(9)	4,000	kVA
受電装置所要面積(1)	30	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(2)	45	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(3)	45	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(4)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(5)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(6)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(7)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(8)	60	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(9)	162	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(1)	15	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(2)	25	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(3)	25	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(4)	32	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(5)	35	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(6)	37	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(7)	52	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(8)	54	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(9)	212	m <sup>2</sup>
発電装置規定容量(1)	10	kVA
発電装置規定容量(2)	20	kVA

交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(1)	200	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(2)	300	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(1)	13	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(2)	16	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(3)	22	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(4)	22	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(5)	31	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(6)	38	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(7)	49	m <sup>2</sup>
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7	—
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8	—
建物付帯設備面積付加係数 (平屋局舎)	0.9	—
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量 (複数階局舎)	0.01	kVA/m <sup>2</sup>
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量 (平屋局舎)	0.01	kVA/m <sup>2</sup>
単位面積当たりの建物付帯設備発電力容量 (交換機設置局)	0.01	kVA/m <sup>2</sup>
受電装置規定容量(1)	100	kVA
受電装置規定容量(2)	200	kVA
受電装置規定容量(3)	300	kVA
受電装置規定容量(4)	500	kVA
受電装置規定容量(5)	750	kVA
受電装置規定容量(6)	1,000	kVA
受電装置規定容量(7)	1,500	kVA
受電装置規定容量(8)	2,000	kVA
受電装置規定容量(9)	4,000	kVA
受電装置所要面積(1)	30	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(2)	45	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(3)	45	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(4)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(5)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(6)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(7)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(8)	60	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(9)	162	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(1)	15	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(2)	25	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(3)	25	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(4)	32	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(5)	35	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(6)	37	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(7)	52	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(8)	54	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(9)	212	m <sup>2</sup>
発電装置規定容量(1)	10	kVA
発電装置規定容量(2)	20	kVA

発電装置規定容量(3)	37.5	kVA
発電装置規定容量(4)	50	kVA
発電装置規定容量(5)	75	kVA
発電装置規定容量(6)	100	kVA
発電装置規定容量(7)	150	kVA
発電装置規定容量(8)	200	kVA
発電装置規定容量(9)	250	kVA
発電装置規定容量(10)	300	kVA
発電装置規定容量(11)	375	kVA
発電装置規定容量(12)	500	kVA
発電装置規定容量(13)	625	kVA
発電装置規定容量(14)	750	kVA
発電装置規定容量(15)	1,000	kVA
発電装置規定容量(16)	1,500	kVA
発電装置規定容量(17)	1,750	kVA
発電装置規定容量(18)	2,000	kVA
発電装置規定容量(19)	3,125	kVA
発電装置所要面積(1)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(2)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(3)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(4)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(5)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(6)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(7)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(8)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(9)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(10)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(11)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(12)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(13)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(14)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(15)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(16)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(17)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(18)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(19)	108	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (RT-BOX)	100	A
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (RT-BOX)	9	m <sup>2</sup>
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m <sup>2</sup>
RT-BOX土地面積	75	m <sup>2</sup>
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架

発電装置規定容量(3)	37.5	kVA
発電装置規定容量(4)	50	kVA
発電装置規定容量(5)	75	kVA
発電装置規定容量(6)	100	kVA
発電装置規定容量(7)	150	kVA
発電装置規定容量(8)	200	kVA
発電装置規定容量(9)	250	kVA
発電装置規定容量(10)	300	kVA
発電装置規定容量(11)	375	kVA
発電装置規定容量(12)	500	kVA
発電装置規定容量(13)	625	kVA
発電装置規定容量(14)	750	kVA
発電装置規定容量(15)	1,000	kVA
発電装置規定容量(16)	1,500	kVA
発電装置規定容量(17)	1,750	kVA
発電装置規定容量(18)	2,000	kVA
発電装置規定容量(19)	3,125	kVA
発電装置所要面積(1)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(2)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(3)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(4)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(5)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(6)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(7)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(8)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(9)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(10)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(11)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(12)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(13)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(14)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(15)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(16)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(17)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(18)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(19)	108	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (RT-BOX)	100	A
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (RT-BOX)	9	m <sup>2</sup>
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m <sup>2</sup>
RT-BOX土地面積	75	m <sup>2</sup>
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架

衛星回線制御装置架單位面積	16.38	m <sup>2</sup> /架
土地単価時点補正係数	0.7	—
土地単価時点補正係数 (北海道)	0.9466	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	0.9436	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	0.9419	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	0.9533	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	0.9398	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	0.9481	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	0.9607	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	0.9512	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	0.9609	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	0.9637	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	0.9481	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	0.9551	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	0.9299	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	0.9641	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	0.9681	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	0.9446	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	0.9326	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.9426	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.9703	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.9574	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.9683	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.9758	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9669	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.9742	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.9637	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.9572	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.9439	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.954	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.9547	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.9527	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.953	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.9683	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.9697	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.9619	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.9404	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.936	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.9376	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.9657	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.9351	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.9569	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.9598	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.9565	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.9621	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.954	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.9785	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.9594	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	0.9775	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.0014	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.0672	—

衛星回線制御装置架單位面積	16.38	m <sup>2</sup> /架
土地単価時点補正係数	0.7	—
土地単価時点補正係数 (北海道)	1	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	1	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	1	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	1	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	1	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	1	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	1	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	1	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	1	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	1	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	1	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	1	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	1	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	1	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	1	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	1	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	1	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	1	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	1	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	1	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	1	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	1	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	1	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	1	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	1	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	1	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	1	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	1	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	1	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	1	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.0014	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.0674	—

監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.0659
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.0351
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	<u>0.0131</u>
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	<u>0.0863</u>
共用建物 対投資額比率	<u>0.008667</u>
共用土地 対投資額比率	<u>0.009612</u>
共用土地単価補正係数	1
構築物 対投資額比率	<u>0.0763</u>
機械及び装置 対投資額比率	0.0007
車両 対投資額比率	0.0001
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.0057
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 対投資額比率	<u>0.0174</u>
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 対投資額比率	<u>0.0044</u>

別表第3 (略)

別表第4の1 (第6条関係) 費用算定方式

費用区分	算定方式
減価償却費	$((投資額 - 残存価値) \div 法定耐用年数) \times 法定耐用年数 + 除去損 - 残存価値$ 土地は減価償却しない。除去損=残存価値とする。
通信設備使用料	伊豆大島と本土中継交換機間及び六石と中継交換機局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価
固定資産税	定率法正味固定資産価値×固定資産税率 定率法正味固定資産価値は、別表第2の1に定める算出式により算定する。

監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.0659
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.0351
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	<u>0.0132</u>
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	<u>0.0866</u>
共用建物 対投資額比率	<u>0.008365</u>
共用土地 対投資額比率	<u>0.00966</u>
共用土地単価補正係数	1
構築物 対投資額比率	<u>0.0768</u>
機械及び装置 対投資額比率	0.0007
車両 対投資額比率	0.0001
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.0057
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 対投資額比率	<u>0.0169</u>
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 対投資額比率	<u>0.0043</u>

別表第3 (略)

別表第4の1 (第6条関係) 費用算定方式

費用区分	算定方式
減価償却費	$((投資額 - 残存価値) \div 法定耐用年数) \times 法定耐用年数 + 除去損 - 残存価値$ 土地は減価償却しない。除去損=残存価値とする。
通信設備使用料	伊豆大島と本土中継交換機間及び六石と中継交換機局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価
固定資産税	定率法正味固定資産価値×固定資産税率 定率法正味固定資産価値は、別表第2の1に定める算出式により算定する。

施設保全費	<p>加入者交換機に係るもの  <u>投資額×施設保全費対投資額比率</u>（二次係数）+投資額×施設保全費対投資額比率（一次係数）+加入者数×1加入者当たりの施設保全費+都道府県別施設保全費</p> <p>加入者交換機に係るもの          設備延長 k m×1 k m 当たりの施設保全費+加入者数×1加入者当たり施設保全費          中継系架空光ファイバ、中継系地下光ファイバ、海底光ケーブル、管路、自治体管路及び電線共同溝に係るもの          設備延長 k m×1 k m 当たりの施設保全費          中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの          設備延長 k m×1 k m 当たりの施設保全費          監視設備（加入者交換機）に係るもの  <u>投資額×施設保全費対投資額比率</u>（二次係数）+投資額×施設保全費対投資額比率（一次係数）</p> <p>その他のもの          投資額×施設保全費対投資額比率</p>
道路占用料	<p>電柱に係るもの          電柱本数×電柱1本当たり道路占用料          管路等（管路、中口径管路、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス）に係るもの          管路等延長 k m×管路等1 k m 当たり道路占用料          き線点遠隔収容装置に係るもの          き線点遠隔収容装置台数×き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料</p>
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	<p>直接費×対直接費比率          直接費＝減価償却費+通信設備使用料+固定資産税          +施設保全費+道路占用料+撤去費用</p>
接続関連事務費	<p>加入者回線に係るもの          加入者回線数×1回線当たり接続関連事務費          中継伝送専用機能に係るもの          中継伝送専用型回線数×1回線当たり専用型接続関連事務費          専用回線管理運営費に係るもの          中継伝送専用型回線数×1回線当たり専用回線管理運営費          （施設保全費+試験研究費+接続関連事務費）×管理共通費比率</p>
管理共通費	（施設保全費+試験研究費+接続関連事務費）×管理共通費比率

別表第4の2  
(略)

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数 値	単 位
<u>加入者交換機施設保全費対投資額比率</u> （二次係数）	<u>-0.0379</u> ピコ	-
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.0501	円/回線
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	654	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	326,993,158	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	297,180,835	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	304,633,915	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	306,124,531	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	298,671,451	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	313,577,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	325,502,541	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	349,352,400	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	346,371,168	円

施設保全費	<p>加入者交換機に係るもの  <u>投資額×施設保全費対投資額比率</u> +加入者数×1加入者当たりの施設保全費+都道府県別施設保全費</p> <p>加入者交換機に係るもの          設備延長 k m×1 k m 当たりの施設保全費+加入者数×1加入者当たり施設保全費          中継系架空光ファイバ、中継系地下光ファイバ、海底光ケーブル、管路、自治体管路及び電線共同溝に係るもの          設備延長 k m×1 k m 当たりの施設保全費          中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの          設備延長 k m×1 k m 当たりの施設保全費</p> <p>その他のもの          投資額×施設保全費対投資額比率</p>
道路占用料	<p>電柱に係るもの          電柱本数×電柱1本当たり道路占用料          管路等（管路、中口径管路、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス）に係るもの          管路等延長 k m×管路等1 k m 当たり道路占用料          き線点遠隔収容装置に係るもの          き線点遠隔収容装置台数×き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料</p>
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	<p>直接費×対直接費比率          直接費＝減価償却費+通信設備使用料+固定資産税          +施設保全費+道路占用料+撤去費用</p>
接続関連事務費	<p>加入者回線に係るもの          加入者回線数×1回線当たり接続関連事務費          中継伝送専用機能に係るもの          中継伝送専用型回線数×1回線当たり専用型接続関連事務費          専用回線管理運営費に係るもの          中継伝送専用型回線数×1回線当たり専用回線管理運営費          （施設保全費+試験研究費+接続関連事務費）×管理共通費比率</p>
管理共通費	（施設保全費+試験研究費+接続関連事務費）×管理共通費比率

別表第4の2  
(略)

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数 値	単 位
<u>加入者交換機施設保全費対投資額比率</u>	<u>0.0443</u>	-
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	654	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	481,796,116	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	448,544,401	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	450,761,182	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	464,061,868	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	452,977,963	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	475,145,773	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	486,229,677	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	521,698,173	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	510,614,268	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (群馬県)	340,408,703	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (埼玉県)	361,277,329	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (千葉県)	367,239,794	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (東京都)	380,655,339	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (神奈川県)	370,221,026	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (新潟県)	332,955,622	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (富山県)	340,408,703	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (石川県)	338,918,087	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福井県)	341,899,319	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山梨県)	373,202,258	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長野県)	349,352,400	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岐阜県)	344,880,551	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (静岡県)	353,824,248	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛知県)	353,824,248	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (三重県)	355,314,865	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (滋賀県)	346,371,168	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (京都府)	352,333,632	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大阪府)	365,749,178	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (兵庫県)	349,352,400	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (奈良県)	365,749,178	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (和歌山県)	361,277,329	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鳥取県)	329,974,390	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (島根県)	328,483,774	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岡山県)	334,446,238	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (広島県)	326,993,158	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山口県)	334,446,238	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (徳島県)	321,030,693	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (香川県)	321,030,693	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛媛県)	322,521,309	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (高知県)	321,030,693	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福岡県)	324,011,925	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (佐賀県)	322,521,309	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長崎県)	313,577,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (熊本県)	310,596,380	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大分県)	312,086,996	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮崎県)	303,143,299	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)	307,615,148	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (沖縄県)	285,255,905	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.051	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.0265	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (北海道)	167,098	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (青森県)	151,996	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	155,772	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	156,527	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	152,751	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (山形県)	160,302	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (福島県)	166,343	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	178,424	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	176,914	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (群馬県)	173,894	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (埼玉県)	184,465	円/km

加入者交換機都道府県別施設保全費 (群馬県)	501,747,144	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (埼玉県)	543,865,982	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (千葉県)	541,649,201	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (東京都)	561,600,230	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (神奈川県)	550,516,325	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (新潟県)	490,663,239	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (富山県)	517,264,611	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (石川県)	515,047,830	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福井県)	515,047,830	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山梨県)	554,949,887	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長野県)	526,131,735	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岐阜県)	523,914,954	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (静岡県)	532,782,077	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛知県)	537,215,639	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (三重県)	523,914,954	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (滋賀県)	517,264,611	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (京都府)	519,481,392	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大阪府)	541,649,201	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (兵庫県)	515,047,830	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (奈良県)	539,432,420	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (和歌山県)	532,782,077	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鳥取県)	486,229,677	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (島根県)	484,012,896	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岡山県)	492,880,020	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (広島県)	481,796,116	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山口県)	492,880,020	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (徳島県)	472,928,992	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (香川県)	472,928,992	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛媛県)	475,145,773	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (高知県)	472,928,992	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福岡県)	477,362,554	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (佐賀県)	475,145,773	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長崎県)	461,845,087	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (熊本県)	457,411,525	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大分県)	459,628,306	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮崎県)	446,327,620	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)	452,977,963	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (沖縄県)	430,810,154	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.0514	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.0267	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (北海道)	170,280	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (青森県)	158,630	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	159,407	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	164,067	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	160,183	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (山形県)	167,950	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (福島県)	171,834	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	184,260	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	180,377	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (群馬県)	177,270	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (埼玉県)	192,027	円/km



メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (千葉県)	187,485	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (東京都)	194,281	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (神奈川県)	188,995	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (新潟県)	170,118	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (富山県)	173,894	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (石川県)	173,139	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (福井県)	174,649	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (山梨県)	190,506	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (長野県)	178,424	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (岐阜県)	176,159	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (静岡県)	180,690	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (愛知県)	180,690	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (三重県)	181,445	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (滋賀県)	176,914	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (京都府)	179,934	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (大阪府)	186,730	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (兵庫県)	178,424	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (奈良県)	186,730	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (和歌山県)	184,465	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (鳥取県)	168,608	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (島根県)	167,853	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (岡山県)	170,873	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (広島県)	167,098	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (山口県)	170,873	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (徳島県)	164,078	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (香川県)	164,078	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (愛媛県)	164,833	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (高知県)	164,078	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (福岡県)	165,588	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (佐賀県)	164,833	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (長崎県)	160,302	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (熊本県)	158,792	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (大分県)	159,547	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (宮崎県)	155,017	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (鹿児島県)	157,282	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (沖縄県)	145,956	円/km
メタルケーブール加入者回線当たり施設保全費	282	円/回線
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (北海道)	33,272	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (青森県)	30,265	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	31,017	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	31,167	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	30,415	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (山形県)	31,919	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (福島県)	33,122	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	35,527	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	35,226	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (群馬県)	34,625	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (埼玉県)	36,730	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (千葉県)	37,331	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (東京都)	38,684	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (神奈川県)	37,632	円/km

メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (千葉県)	191,250	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (東京都)	198,240	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (神奈川県)	194,357	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (新潟県)	173,387	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (富山県)	182,707	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (石川県)	181,930	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (福井県)	181,930	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (山梨県)	195,910	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (長野県)	185,814	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (岐阜県)	185,037	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (静岡県)	188,144	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (愛知県)	189,697	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (三重県)	185,037	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (滋賀県)	182,707	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (京都府)	183,484	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (大阪府)	191,250	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (兵庫県)	181,930	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (奈良県)	190,474	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (和歌山県)	188,144	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (鳥取県)	171,834	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (島根県)	171,057	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (岡山県)	174,164	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (広島県)	170,280	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (山口県)	174,164	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (徳島県)	167,173	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (香川県)	167,173	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (愛媛県)	167,950	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (高知県)	167,173	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (福岡県)	168,727	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (佐賀県)	167,950	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (長崎県)	163,290	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (熊本県)	161,737	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (大分県)	162,513	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (宮崎県)	157,853	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (鹿児島県)	160,183	円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費 (沖縄県)	152,417	円/km
メタルケーブール加入者回線当たり施設保全費	290	円/回線
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (北海道)	33,905	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (青森県)	31,385	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	31,740	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	32,668	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	31,895	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (山形県)	33,441	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (福島県)	34,214	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	36,689	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	35,916	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (群馬県)	35,297	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (埼玉県)	38,235	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (千葉県)	38,081	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (東京都)	39,472	円/km
加入系光ケーブール延長1km当たり施設保全費 (神奈川県)	38,699	円/km

加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (新潟県)	33,873	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (富山県)	34,625	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (石川県)	34,475	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福井県)	34,775	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山梨県)	37,933	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (長野県)	35,527	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岐阜県)	35,076	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (静岡県)	35,978	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛知県)	35,978	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (三重県)	36,129	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (滋賀県)	35,226	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (京都府)	37,181	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大阪府)	35,828	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (兵庫県)	35,527	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (奈良県)	37,181	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (和歌山県)	36,730	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鳥取県)	33,573	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (島根県)	33,422	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岡山県)	34,024	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (広島県)	33,272	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山口県)	34,024	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (徳島県)	32,670	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (香川県)	32,670	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛媛県)	32,821	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (高知県)	32,670	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福岡県)	32,971	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (佐賀県)	32,821	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (長崎県)	31,919	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (熊本県)	31,618	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大分県)	31,768	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (宮崎県)	30,866	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鹿児島県)	31,317	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (沖縄県)	29,062	円/k m
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	282	円/回線
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (北海道)	284,963	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (青森県)	259,069	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岩手県)	265,542	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (宮城県)	266,837	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (秋田県)	260,364	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山形県)	273,311	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福島県)	283,668	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (茨城県)	304,384	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (栃木県)	301,794	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (群馬県)	296,615	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (埼玉県)	314,741	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (千葉県)	319,920	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (東京都)	331,573	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (神奈川県)	322,510	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (新潟県)	290,142	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (富山県)	296,615	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (石川県)	295,321	円/k m

加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (新潟県)	34,524	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (富山県)	36,380	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (石川県)	36,225	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福井県)	36,225	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山梨県)	39,009	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (長野県)	36,998	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岐阜県)	36,843	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (静岡県)	37,462	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛知県)	37,771	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (三重県)	36,843	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (滋賀県)	36,380	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (京都府)	36,534	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大阪府)	38,081	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (兵庫県)	36,225	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (奈良県)	37,926	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (和歌山県)	37,462	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鳥取県)	34,214	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (島根県)	34,060	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岡山県)	34,678	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (広島県)	33,905	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山口県)	34,678	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (徳島県)	33,287	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (香川県)	33,287	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛媛県)	33,441	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (高知県)	33,287	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福岡県)	33,596	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (佐賀県)	33,441	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (長崎県)	32,513	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (熊本県)	32,204	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大分県)	32,359	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (宮崎県)	31,431	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鹿児島県)	31,895	円/k m
加入系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (沖縄県)	30,348	円/k m
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	290	円/回線
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (北海道)	290,426	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (青森県)	270,447	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岩手県)	271,779	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (宮城県)	279,771	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (秋田県)	273,111	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山形県)	286,431	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福島県)	293,090	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (茨城県)	314,401	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (栃木県)	307,742	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (群馬県)	302,414	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (埼玉県)	327,721	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (千葉県)	326,389	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (東京都)	338,376	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (神奈川県)	331,717	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (新潟県)	295,754	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (富山県)	311,737	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (石川県)	310,406	円/k m

中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (福井県)	297,910	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (山梨県)	325,099	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (長野県)	304,384	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (岐阜県)	300,500	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (静岡県)	308,268	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (愛知県)	308,268	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (三重県)	309,563	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (滋賀県)	301,794	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (奈良県)	306,973	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (京都府)	318,626	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (大阪府)	304,384	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (兵庫県)	314,626	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (和歌山県)	314,741	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (鳥取県)	287,553	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (島根県)	286,258	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (岡山県)	291,437	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (広島県)	284,963	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (山口県)	291,437	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (徳島県)	279,784	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (香川県)	279,784	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (愛媛県)	281,079	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (高知県)	279,784	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (福岡県)	282,374	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (佐賀県)	281,079	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (長崎県)	273,311	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (熊本県)	270,721	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (大分県)	272,016	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (宮崎県)	264,248	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (鹿児島県)	268,132	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (沖縄県)	248,711	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (北海道)	413,527	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (青森県)	374,887	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (岩手県)	384,547	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (宮城県)	386,479	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (秋田県)	376,819	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (山形県)	396,139	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (福島県)	411,595	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (茨城県)	442,507	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (栃木県)	438,643	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (群馬県)	430,915	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (埼玉県)	457,963	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (千葉県)	465,691	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (東京都)	483,079	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (神奈川県)	469,555	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (新潟県)	421,255	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (富山県)	430,915	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (石川県)	428,983	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (福井県)	432,847	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (山梨県)	473,419	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (長野県)	442,507	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (岐阜県)	436,711	円/k m

中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (福井県)	310,406	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (山梨県)	334,380	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (長野県)	317,065	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (岐阜県)	315,733	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (静岡県)	321,061	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (愛知県)	323,725	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (三重県)	315,733	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (滋賀県)	311,737	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (奈良県)	313,069	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (京都府)	326,389	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (大阪府)	310,406	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (兵庫県)	325,057	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (和歌山県)	321,061	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (鳥取県)	293,090	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (島根県)	291,758	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (岡山県)	297,086	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (広島県)	290,426	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (山口県)	297,086	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (徳島県)	285,099	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (香川県)	285,099	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (愛媛県)	286,431	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (高知県)	285,099	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (福岡県)	287,763	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (佐賀県)	286,431	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (長崎県)	278,439	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (熊本県)	275,775	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (大分県)	277,107	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (宮崎県)	269,115	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (鹿児島県)	273,111	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (沖縄県)	259,792	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (北海道)	423,610	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (青森県)	393,568	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (岩手県)	395,571	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (宮城県)	407,587	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (秋田県)	397,574	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (山形県)	417,601	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (福島県)	427,615	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (茨城県)	459,659	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (栃木県)	449,646	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (群馬県)	441,635	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (埼玉県)	479,687	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (千葉県)	477,684	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (東京都)	495,709	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (神奈川県)	485,695	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (新潟県)	431,621	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (富山県)	455,654	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (石川県)	453,651	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (福井県)	453,651	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (山梨県)	489,701	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (長野県)	463,665	円/k m
海底光ケーブル延長1k m当たり施設保全費 (岐阜県)	461,662	円/k m

海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (静岡県)	448,303	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛知県)	448,303	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (三重県)	450,235	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (滋賀県)	438,643	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (京都府)	446,371	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大阪府)	463,759	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (兵庫県)	442,507	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (奈良県)	463,759	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (和歌山県)	457,963	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鳥取県)	417,391	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (島根県)	415,459	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岡山県)	423,187	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (広島県)	413,527	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山口県)	423,187	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (徳島県)	405,799	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (香川県)	405,799	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛媛県)	407,731	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (高知県)	405,799	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福岡県)	409,663	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (佐賀県)	407,731	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (長崎県)	396,139	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (熊本県)	392,275	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大分県)	394,207	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (宮崎県)	382,615	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鹿児島県)	388,411	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (沖縄県)	359,431	円/k m
管路延長k m 当たり施設保全費	77,756	円/k m
中口径管路延長k m 当たり施設保全費	77,756	円/k m
とう道直長k m 当たり施設保全費	77,756	円/k m
共同溝直長k m 当たり施設保全費	77,756	円/k m
自治体管路延長k m 当たり施設保全費	77,756	円/k m
電線共同溝延長k m 当たり施設保全費	77,756	円/k m
電力設備施設保全費対投資額比率	0.0549	-
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.0255	-
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.2135	-
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-0.0379	ピコ
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.0501	-
監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率	0.051	-
監視設備 (市外線路) 市外線路延長k m 当たり施設保全費	11,579	円/k m
監視設備 (市内線路) 市内線路延長k m 当たり施設保全費	2,349	円/k m
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0.0265	-
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.0255	-
構築物施設保全費対投資額比率	0	-
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	-
車両施設保全費対投資額比率	0.0326	-
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.0041	-
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 施設保全費対投資額比率	0	-
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 施設保全費対投資額比率	0	-
電柱1本 当たり道路占用料	443	円/本
管路1k m 当たり道路占用料	51,091	円/k m
中口径管路1k m 当たり道路占用料	509,498	円/k m

海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (静岡県)	469,673	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛知県)	473,679	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (三重県)	461,662	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (滋賀県)	455,654	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (京都府)	457,657	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大阪府)	477,684	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (兵庫県)	453,651	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (奈良県)	475,682	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (和歌山県)	469,673	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鳥取県)	427,615	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (島根県)	425,612	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岡山県)	433,623	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (広島県)	423,610	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山口県)	433,623	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (徳島県)	415,598	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (香川県)	415,598	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛媛県)	417,601	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (高知県)	415,598	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福岡県)	419,604	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (佐賀県)	417,601	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (長崎県)	405,585	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (熊本県)	401,579	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大分県)	403,582	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (宮崎県)	391,565	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鹿児島県)	397,574	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (沖縄県)	375,546	円/k m
管路延長k m 当たり施設保全費	78,689	円/k m
中口径管路延長k m 当たり施設保全費	78,689	円/k m
とう道直長k m 当たり施設保全費	78,689	円/k m
共同溝直長k m 当たり施設保全費	78,689	円/k m
自治体管路延長k m 当たり施設保全費	78,689	円/k m
電線共同溝延長k m 当たり施設保全費	78,689	円/k m
電力設備施設保全費対投資額比率	0.0550	-
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.0257	-
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.2139	-
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率	0.0443	-
監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率	0.0514	-
監視設備 (市外線路) 市外線路延長k m 当たり施設保全費	11,737	円/k m
監視設備 (市内線路) 市内線路延長k m 当たり施設保全費	2,396	円/k m
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0.0267	-
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.0257	-
構築物施設保全費対投資額比率	0	-
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	-
車両施設保全費対投資額比率	0.0329	-
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.0041	-
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 施設保全費対投資額比率	0	-
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 施設保全費対投資額比率	0	-
電柱1本 当たり道路占用料	443	円/本
管路1k m 当たり道路占用料	51,373	円/k m
中口径管路1k m 当たり道路占用料	512,800	円/k m

とう道1km当たり道路占用料	1,031,812	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	5,431	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	5,431	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	5,431	円/km
き線点速隔収容装置1台当たり道路占用料	67	円/台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端未回線側比率	0.5	—
機械設備撤去費用対投資額比率	0.0012	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.00822	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.00218	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.00105	—
建物撤去費用対投資額比率	0.00185	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.00263	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.00129	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.00081	—
試験研究費対直接費比率	0.03118	—
1回線当たり接続関連事務費	0.7	円/回線
1回線当たり専用型接続関連事務費	88.1	円/回線
1回線当たり専用回線管理運営費	4,726	円/回線
管理共通費比率	0.1521	—
専用型速度換算係数	239	—
専用型5.2M収容回線数	672	回線
端末系交換回数対回線比率	0.2215	—
中継系交換回数対回線比率	0.4231	—
経済的耐用年数		年
交換機	24.3	年
遠隔収容装置	20.2	年
伝送装置	16	年
き線点速隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	25.5	年
地下メタルケーブル	34.6	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	57.4	年
中口径管路	57.4	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	57.4	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備(電源装置)	6	年
電力設備(発電装置)	15	年
電力設備(受電装置)	9	年
機械室建物	24.1	年
監視設備(総合監視)	9	年

1,037,509	円/km
5,461	円/km
5,461	円/km
5,461	円/km
68	円/台
0.5	—
0.5	—
0.00119	—
0.00826	—
0.00219	—
0.00105	—
0.00186	—
0.00266	—
0.00126	—
0	—
0.00081	—
0.03127	—
0.7	円/回線
88.6	円/回線
4,969	円/回線
0.14344	—
248	—
672	回線
0.2243	—
0.4518	—
23.6	年
14.3	年
18.9	年
6.6	年
9	年
24.9	年
33.9	年
15.1	年
21.2	年
26.5	年
21.2	年
56.9	年
56.9	年
75	年
75	年
56.9	年
24.3	年
24.3	年
9	年
6	年
15	年
9	年
24.1	年
6	年

監視設備 (加入者交換機)	10.6	年
監視設備 (中継交換機)	10.5	年
監視設備 (伝送無線機械)	10.8	年
監視設備 (市外線路)	14.1	年
監視設備 (市内線路)	17.4	年
共用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	10.8	年
無形固定資産 (その他の無形固定資産)	5.2	年

別表第5～第8 (略)

監視設備 (加入者交換機、中継交換機、伝送無線機械)	6	年
監視設備 (市外線路)	10	年
監視設備 (市内線路)	13	年
共用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	9.8	年
無形固定資産 (その他の無形固定資産)	5.2	年

別表第5～第8 (略)

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

### (総務大臣による通知)

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

### (経過措置)

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十三年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部改正案新旧対照条文

○接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （平成一七年二月一四日総務省令第一四号）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、<b>平成二十五年三月三十一日</b>までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。 一 平成十七年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五</p>	<p>附 則 （平成一七年二月一四日総務省令第一四号）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、<b>平成二十三年三月三十一日</b>までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。 一 平成十七年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五</p>



分の四を超えない額を加算するものであること

二 平成十八年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

三 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の二を超えない額を加算するものであること

四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の一を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額）を加算するものであること

五 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

分の四を超えない額を加算するものであること

二 平成十八年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

三 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の二を超えない額を加算するものであること

四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の一を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額）を加算するものであること

五 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

六 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算するものであること

七 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額を加算するものであること

9 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

前項の加算は、平成二十五年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること。

二 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該

六 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算するものであること

9 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

前項の加算は、平成二十三年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること。

二 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該

設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の三を超えない額）を加算するものであること。

三 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額を加算するものであること。

四 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

五 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、

設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の三を超えない額）を加算するものであること。

三 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額を加算するものであること。

四 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

**加算しないものであること。**

事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するものに限り、専らアナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

前項の加算は、平成二十五年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の三分の一を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その十五分の七を超えない額）を加算するものであること。

二 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、

事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するものに限り、専らアナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

前項の加算は、平成二十三年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の三分の一を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その十五分の七を超えない額）を加算するものであること。

二 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、

その五分の二を超えない額を加算するものであること。

三 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

四 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

附則第八項第四号から第七号まで、附則第十項第二号から第五号まで及び前項各号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成二十五年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前半期と当該変更が適用される年度の上半期の

その五分の二を超えない額を加算するものであること。

三 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

附則第八項第四号から第六号まで、附則第十項第二号から第四号まで及び前項各号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成二十三年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前半期と当該変更が適用される年度の上半期の

通信量等の合算値を用いることができる。

事業者は、前項の合算値を用いる場合において、新規第十九条の規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

6 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし本項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

平成二十五年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

8 事業者は、その第一種指定電気通信設備と接続する電気通信事業者の負担の増加を緩和させるため必要がある場合には、第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）及び五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。）の機能に係る接続料について、新規の規定にかかわらず適切な方法で段階的に実施することができる。

現に法第三十三条第二項の認可を受けている接続約款に定める第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）、三の四の項、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。）の機能に係る接続料

通信量等の合算値を用いることができる。

事業者は、前項の合算値を用いる場合において、新規第十九条の規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

6 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし本項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

平成二十三年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

8 事業者は、その第一種指定電気通信設備と接続する電気通信事業者の負担の増加を緩和させるため必要がある場合には、第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）及び五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。）の機能に係る接続料について、新規の規定にかかわらず適切な方法で段階的に実施することができる。

現に法第三十三条第二項の認可を受けている接続約款に定める第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）、三の四の項、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。）の機能に係る接続料

については、平成十八年三月三十一日までの間は、新規則に基づき適切な方法で算定された接続料とみなす。

については、平成十八年三月三十一日までの間は、新規則に基づき適切な方法で算定された接続料とみなす。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。